

第2期只見町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

只見町

はじめに



近年、核家族化の進展や共働き世帯の増加、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

只見町においては、平成26年度に「只見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの健やかな成長や、その保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指して、行政と地域全体で推進してきました。

こうしたなか、国では子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、児童虐待の発生予防強化や「子育て安心プラン」の公表、「新・放課後子ども総合プラン」の策定等支援に係る制度の拡充が行われてきています。

本町では、「只見町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、このような国の制度の拡充等を踏まえ、「第2期只見町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。計画の基本理念は、『～元気で・明るく・たくましく　すくすく育て只見っ子～　子育てを地域全体で支え見守るまち只見』です。町はその実現のため、すべての子どもたちが健やかに成長し、親も子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じられ、また地域でのふれあい・助け合いにより、社会全体で子育てを支援するという視点をもって各種事業の充実に努めてまいります。

また、行政と町民の協働体制を推進し、子育ての総合的な支援による「子育て応援のまち」を目指してまいりますので、町民の皆様、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりまして、町民の皆様からニーズ調査へのご協力をいただきとともに貴重なご意見をいただきました。また、熱心にご審議いただきました「只見町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

只見町長 菅家 三雄

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	5
1 只見町の概況	5
2 子ども・子育て支援施策の動向について	9
3 「只見町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	10
4 ニーズ調査結果の概要	12
5 只見町の子ども・子育て支援の課題	25
第3章 子ども・子育てニーズの把握	27
1 「ニーズ量」と「目標事業量」の算出について	27
2 本町の教育・保育のニーズ	29
第4章 計画の基本理念・基本目標と施策の体系	32
1 子ども・子育て支援の基本理念	32
第5章 子ども・子育て支援事業について	34
1 制度における認定基準について	34
2 子ども・子育て支援事業の算出	36
第6章 子ども・子育て支援事業の実施	38
1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	38
第7章 教育・保育の質の向上	45
1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	45
2 「新・放課後子ども総合プラン」に関するもの	46
第8章 子ども・子育て支援施策	49
基本目標1 子どもの健やかな成長を育む環境づくり	49
基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり	52
基本目標3 地域で子どもを見守り大切にすまちづくりの推進	55
基本目標4 全ての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実	59
計画策定に係る資料	63
1 子ども・子育て会議に係る資料	63
2 法制度に係る資料	67

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

只見町においては、平成 21（2009）年度に策定した「只見町次世代育成行動計画（後期）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「只見町子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「只見町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「只見町振興計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和 2（2020）年度を初年度とする「第2期只見町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、本計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

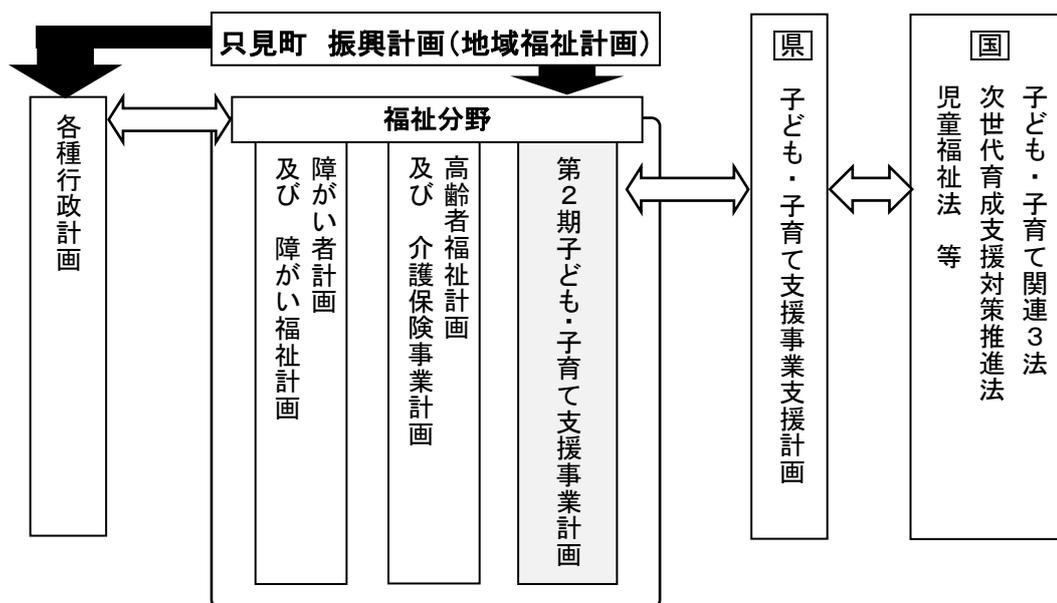
○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもへの貧困対策に関する事項を本計画に位置づけ

(2) 他の計画との関係

本計画は、「只見町振興計画」を上位計画とし、只見町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の「障がい者計画」をはじめとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの全ての子どもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を町と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
只見町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期只見町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

【アンケート調査の実施】

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

【ヒアリング調査の実施】

本計画の策定にあたり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元（2019）年7月に実施しました。

【子ども・子育て会議の設置】

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「只見町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

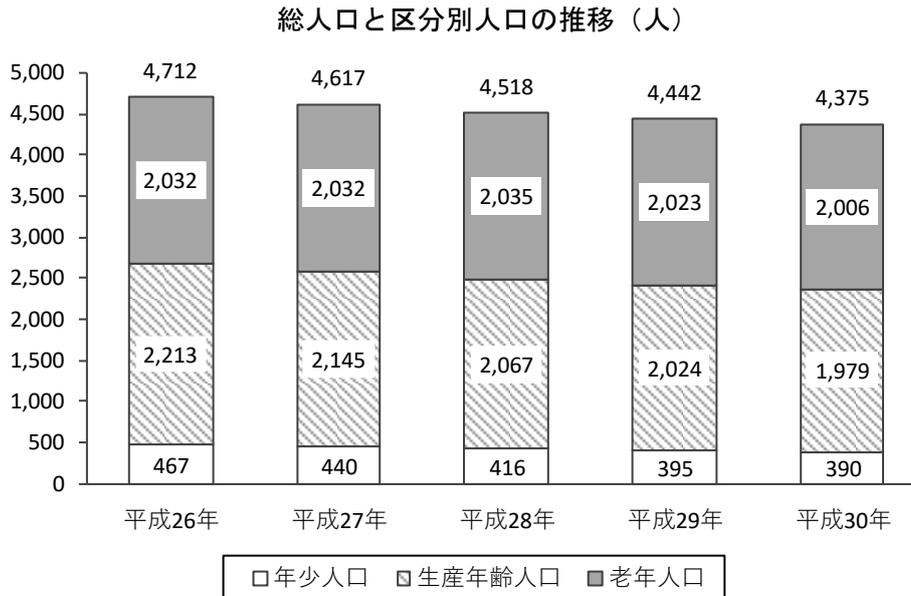
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

1 只見町の概況

(1) 総人口と子どもの状況

本町の総人口は減少傾向にあり、5,000人を下回る状態が続いています。

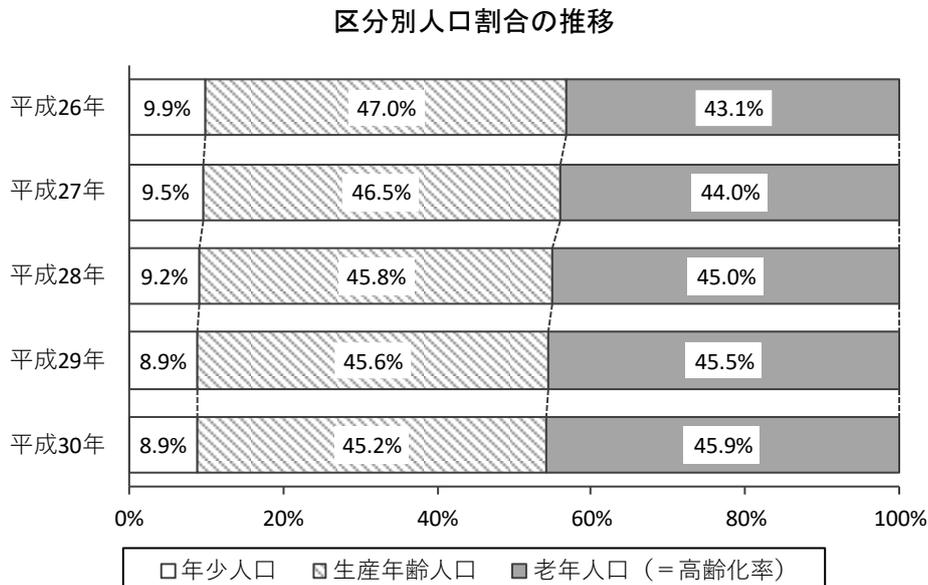
区分別においても人口の減少が続いていることから、少子高齢化とともに、人口減少が生じています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

※ 年少人口とは0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上のそれぞれを指します。

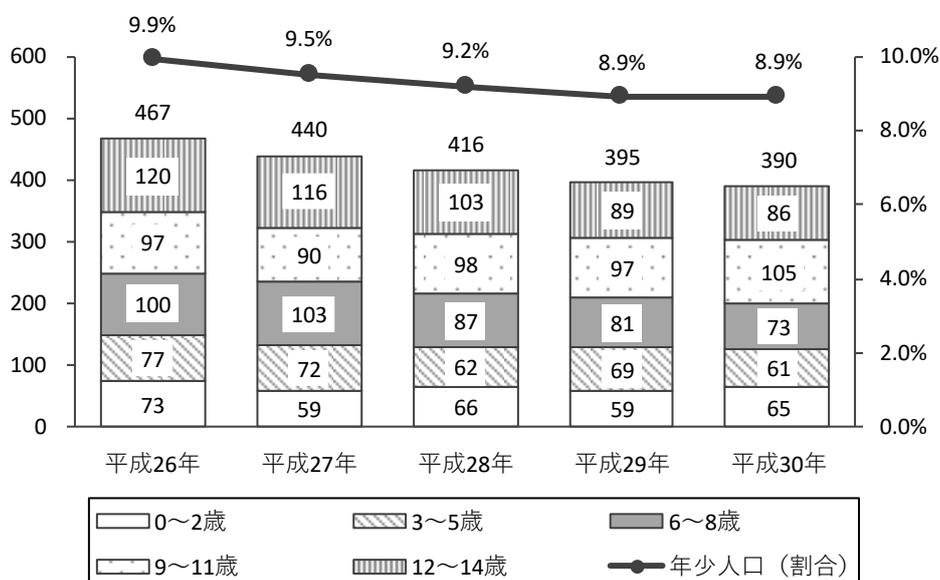
平成26年以降、年少人口は1割を下回る割合で推移しています。一方、老年人口の割合は増え続けており、平成30年には生産年齢人口の割合を上回っています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

年少人口は、毎年の 12～14 歳が減少しており、人口全体の減少に影響しています。平成 29 年には 400 人を下回っています。

年少人口の年齢別の推移（人）

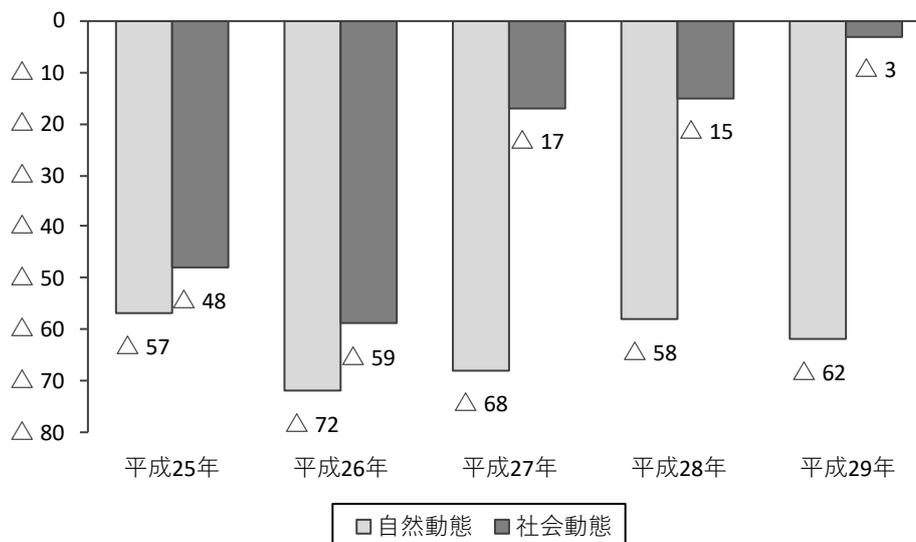


出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

（2）自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）は、平成 25 年以降マイナスで推移しており、人口減少の要因となってきました。また、社会動態（転入－転出）も 0 には近づいているもののマイナス傾向にあり、人口減少の一因となっています。

自然動態・社会動態の推移（人）



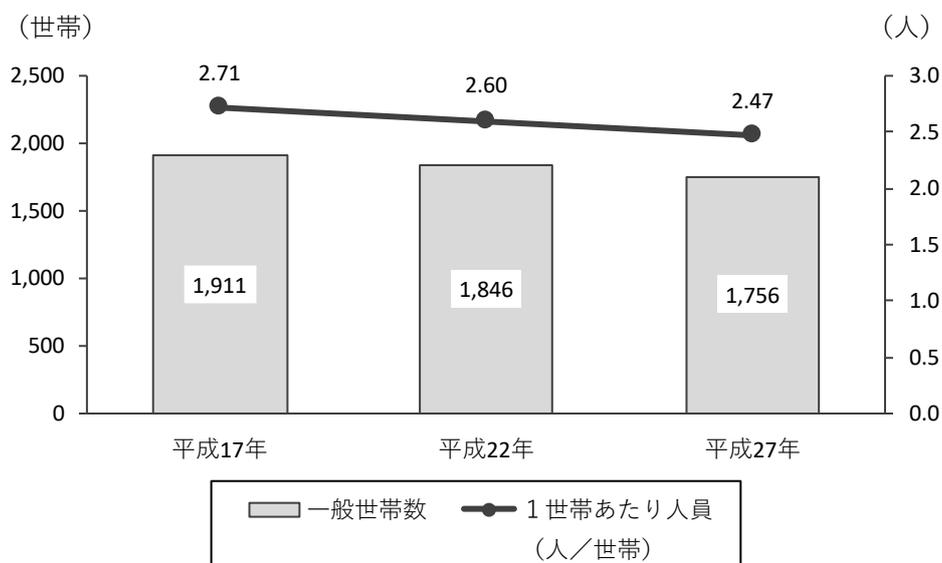
出典：国勢調査（各年10月 1 日）

(3) 世帯状況

一般世帯数は、平成17年から10年間で約150世帯減少しています。また、1世帯あたり人員も減少しており、核家族化が進んでいます。

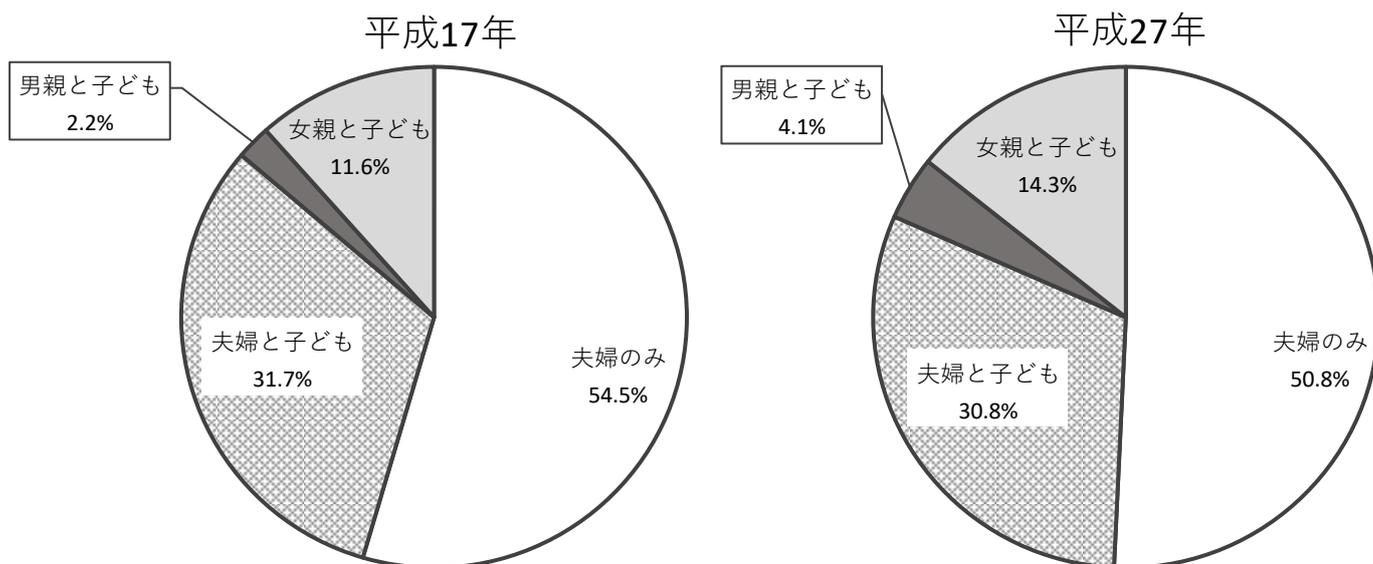
核家族世帯の構成比をみると、「夫婦のみ」、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「男親と子ども」、「女親と子ども」の割合が増加しています。

一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査（各年10月1日）

核家族世帯の構成比

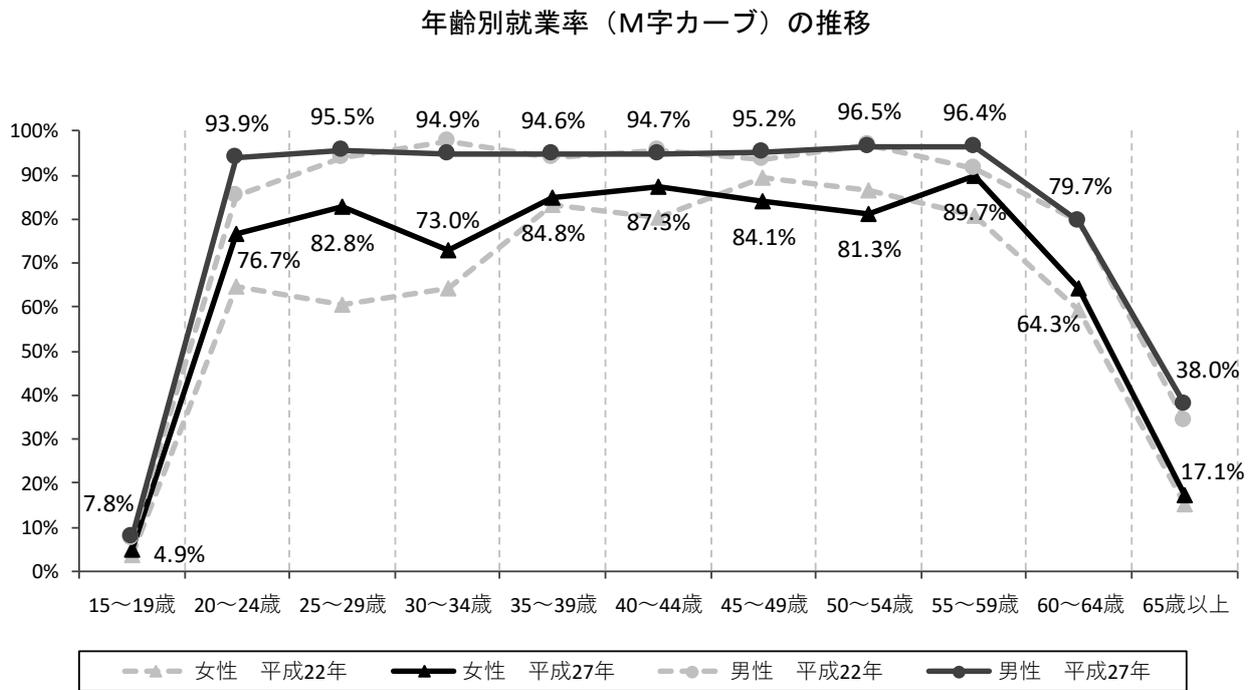


出典：国勢調査（各年10月1日）

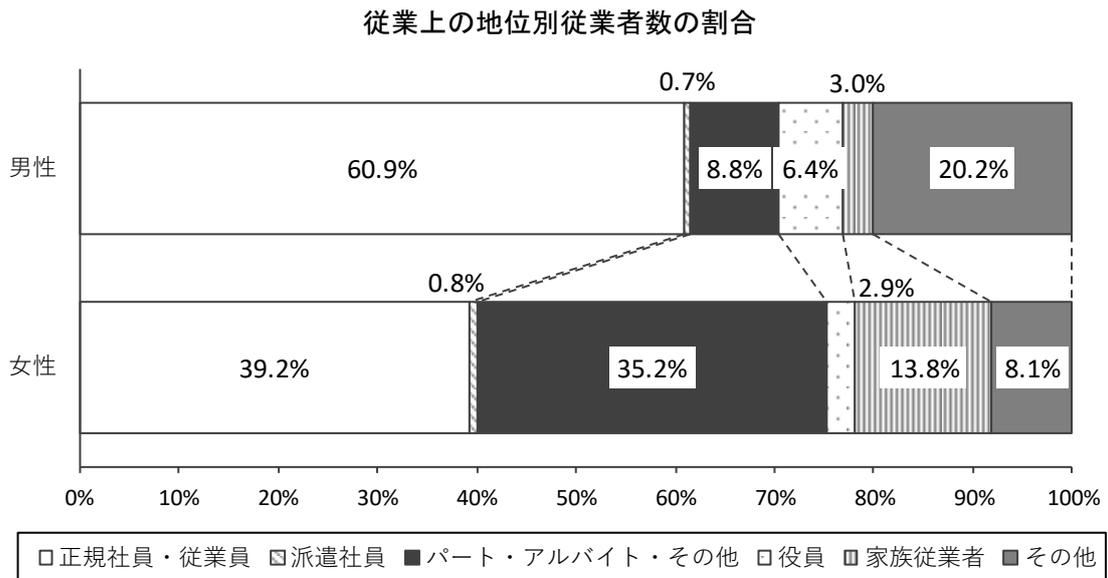
(4) 就労の状況

女性の20歳代の就業率が上昇し、30～34歳代の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が確認できますが、平成22年の値と比較すると、ほとんどの年齢層で就業率の増加がみられます。

従業上の地位をみると、男女ともに「正規社員・従業員」の割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日）



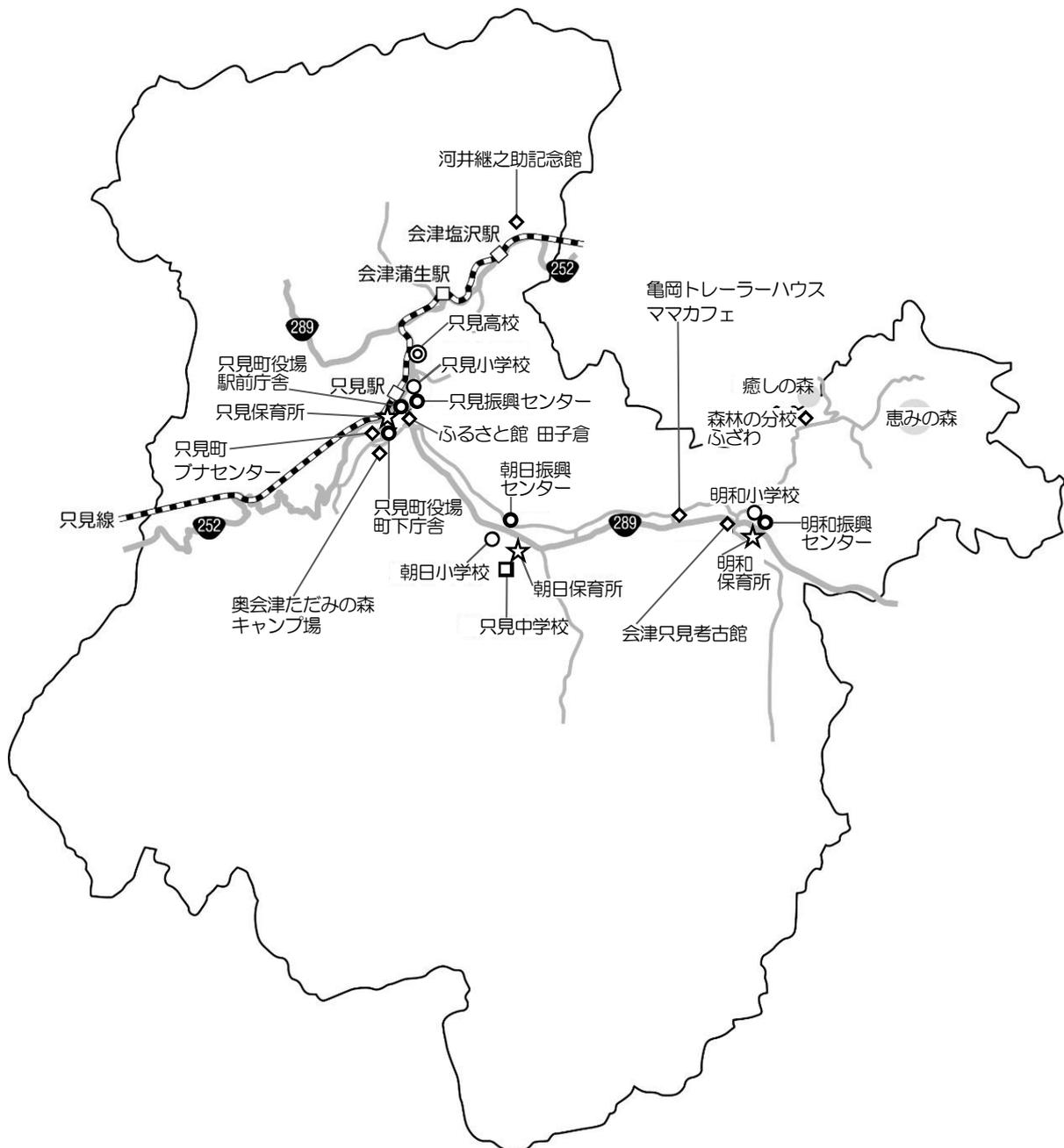
出典：国勢調査（各年10月1日）

2 子ども・子育て支援施策の動向について

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本町では、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域は町域全域を1つの区域として設定しました。

■ 令和2年3月時点 本町の教育・保育施設の状況



3 「只見町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育

「只見町子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

教育・保育（3歳以上の子ども）の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
教育のみ(1号)	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	人	0	0
	地域型保育事業	人	0	0
教育のみ(2号)	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	人	0	0
	地域型保育事業	人	0	0
保育の必要性あり(2号)	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	人	120	61

教育・保育（3歳未満の子ども）の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
保育の必要性あり(3号)	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	人	60	36

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「只見町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

	単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
利用者支援事業	か所	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	350	281
妊婦健康診査	人回	38	26
乳児家庭全戸訪問事業	人	23	21
養育支援訪問事業	人	4	0
子育て短期支援事業	か所	0	—
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	人／月	0	—
一時預かり事業	人	127	206
延長保育事業	人	11	36
病児保育事業	人	0	0
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）※	人／月	61	116

※ 放課後児童クラブの実績は只見町独自施策の「放課後子ども教室事業」と「子育てひろば事業」の実績です。

4 ニーズ調査結果の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

① 就学前（小学校入学前）児童のいる世帯

○調査対象：町内在住の就学前児童がいる保護者 103人

○調査期間：平成31年1月11日～平成31年1月29日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回収：

	配布数	回収数	回収率
合計	103票	53票	51.5%

② 小学生のいる世帯

○調査対象：町内在住の小学生がいる保護者 128人

○調査期間：平成31年1月11日～平成31年1月29日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回収：

	配布数	回収数	回収率
合計	128票	69票	53.9%

<留意事項>

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

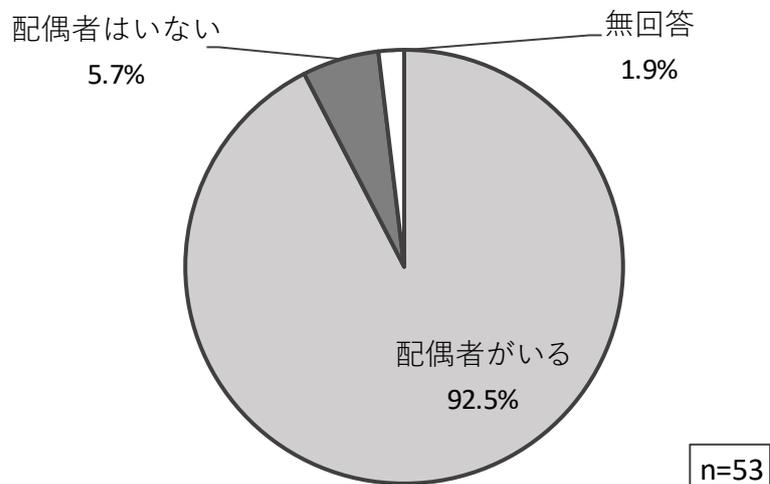
○百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。

○設問の中には前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。

(1) 就学前児童調査

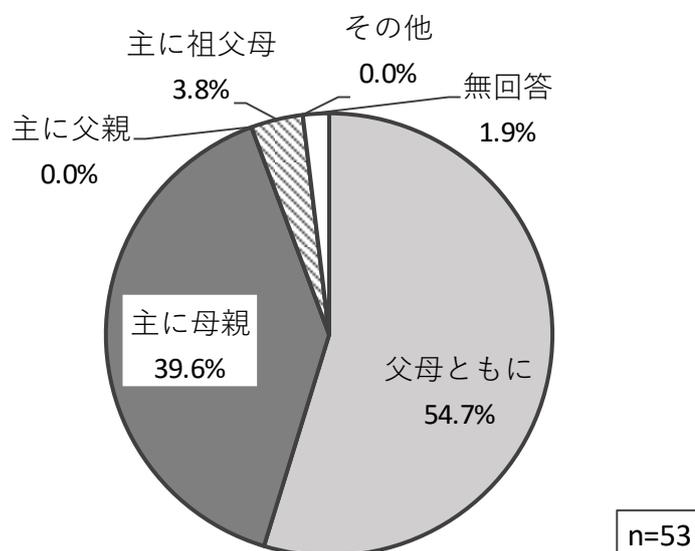
① 配偶関係 (問2)

回答者の配偶関係は「配偶者がいる」が92.5%、「配偶者はいない」が5.7%となっています。



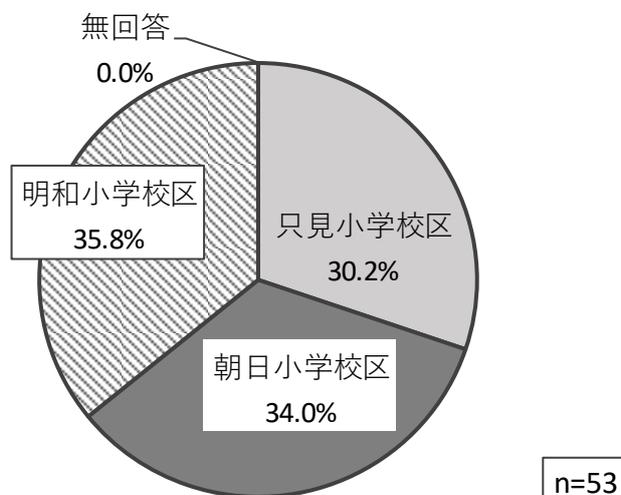
② 主な子育て者 (問3)

主な子育て者は「父母ともに」が54.7%と最も高く、次いで「主に母親」が39.6%、「主に祖父母」が3.8%となっています。



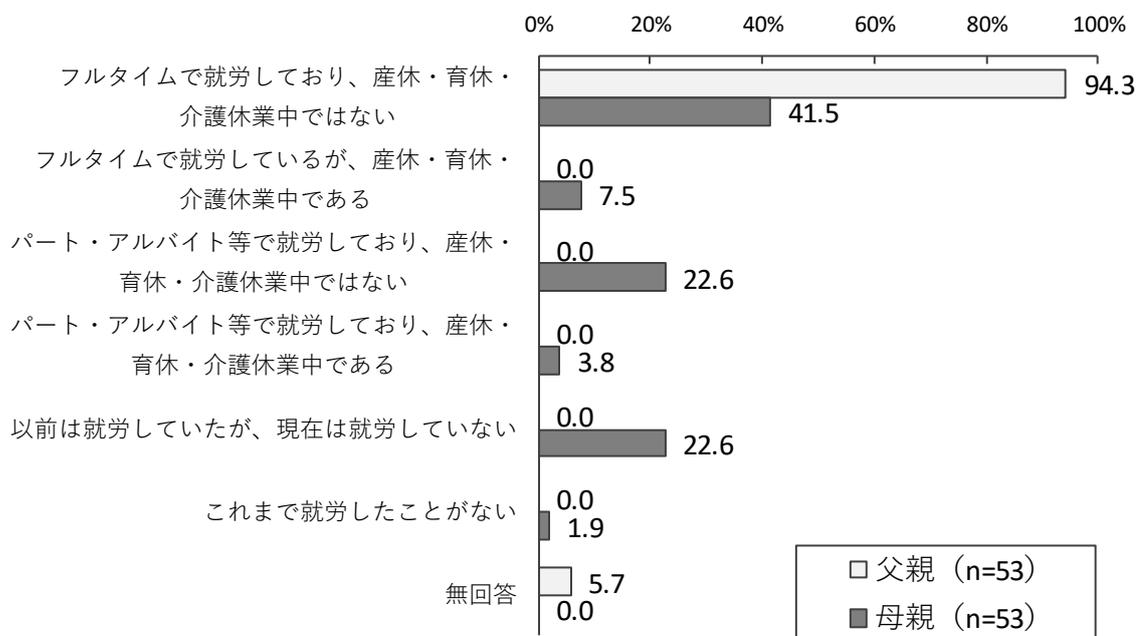
③ 居住地区（問 4）

回答者の居住地区は「明和小学校区」が 35.8%、「朝日小学校区」が 34.0%、「只見小学校区」が 30.2%となっています。



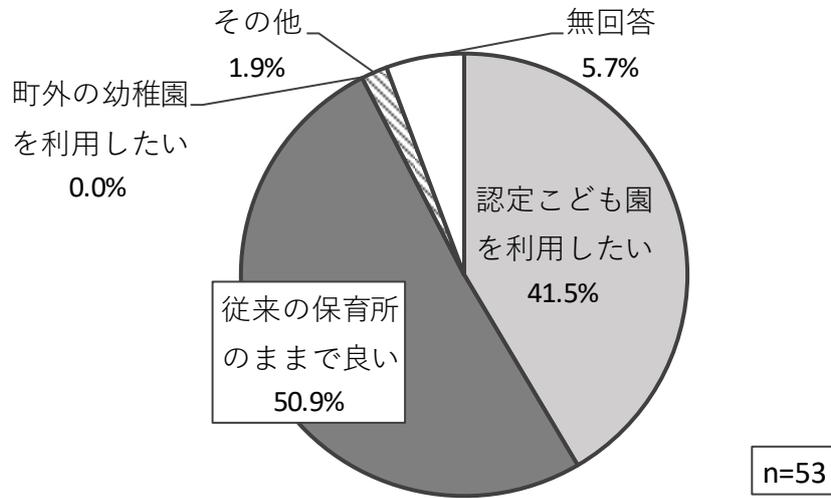
④ 就労状況（問 11）

父親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 94.3%と大多数を占めています。母親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 41.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が同率で 22.6%となっています。



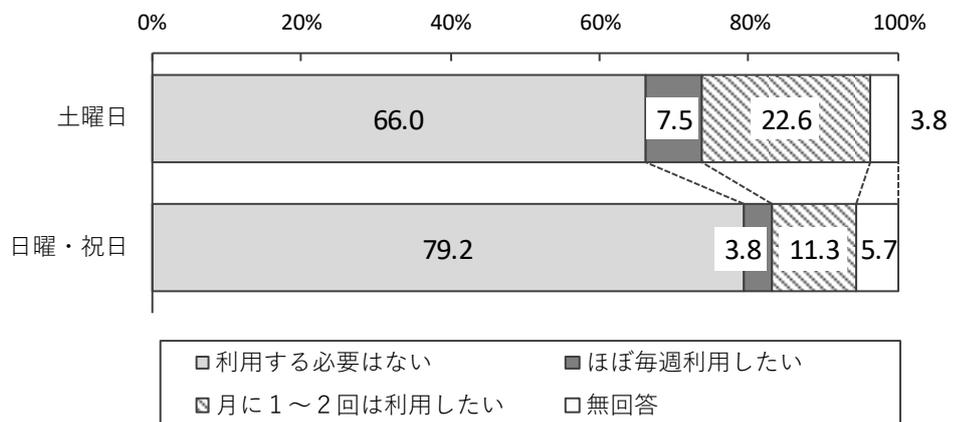
⑤ 「認定こども園」の利用意向（問 14）

「従来の保育所のままで良い」が 50.9%と最も高く、次いで「認定こども園を利用したい」が 41.5%となっています。



⑥ 土曜日、日曜・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向（問 15）

土曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」が最も高く、それぞれ 66.0%、79.2%となっています。

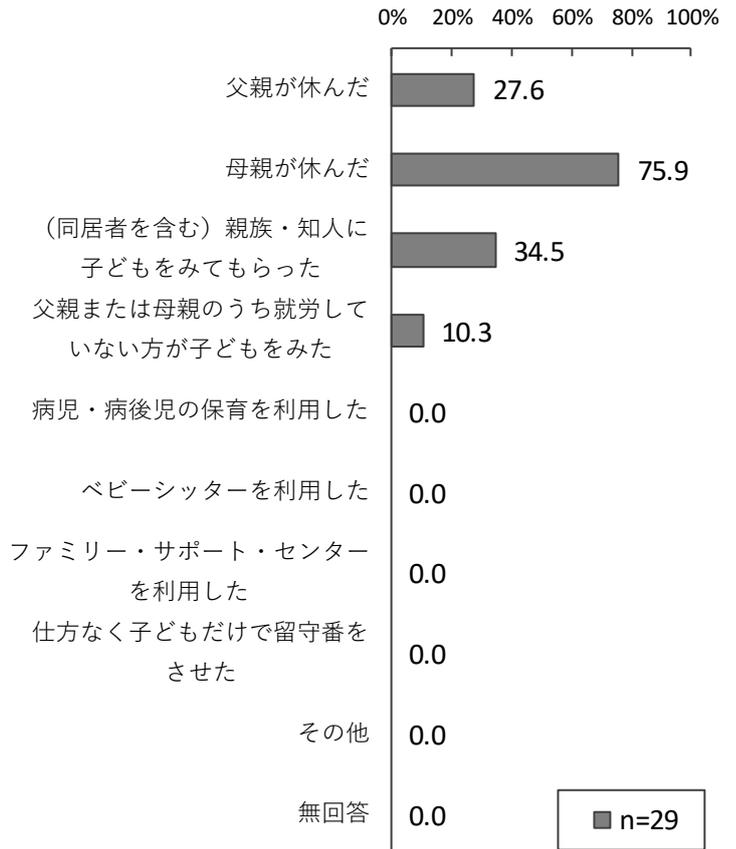
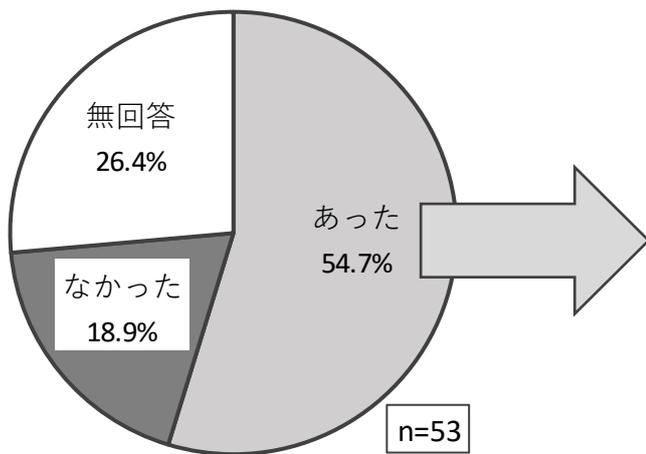


⑦ 子どもが病気やケガの際の対応（問 16）

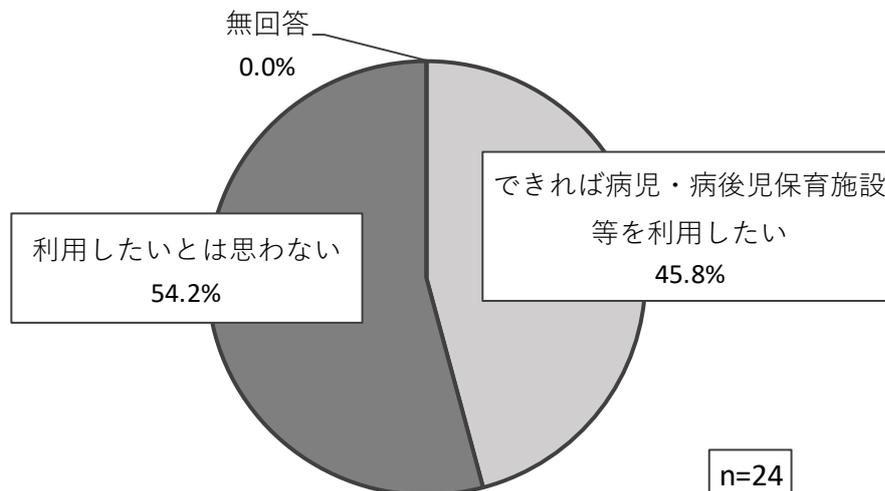
この1年間に、子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用（通園）できなかったことの有無は「あった」が54.7%、「なかった」が18.9%となっています。また、その際の対処方法は「母親が休んだ」が75.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が34.5%、「父親が休んだ」が27.6%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が10.3%となっています。

■ 教育・保育事業が利用できなかったことの有無

■ この1年間の対処方法



父親または母親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用意向は「利用したいとは思わない」が54.2%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が45.8%となっています。

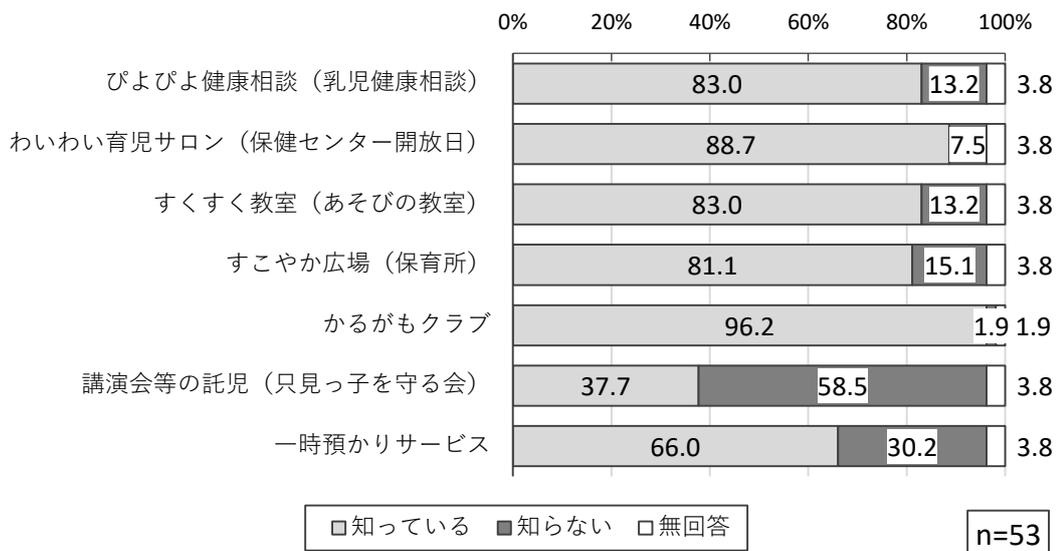


⑧ 子育て支援事業の認知度・参加意向（問 23）

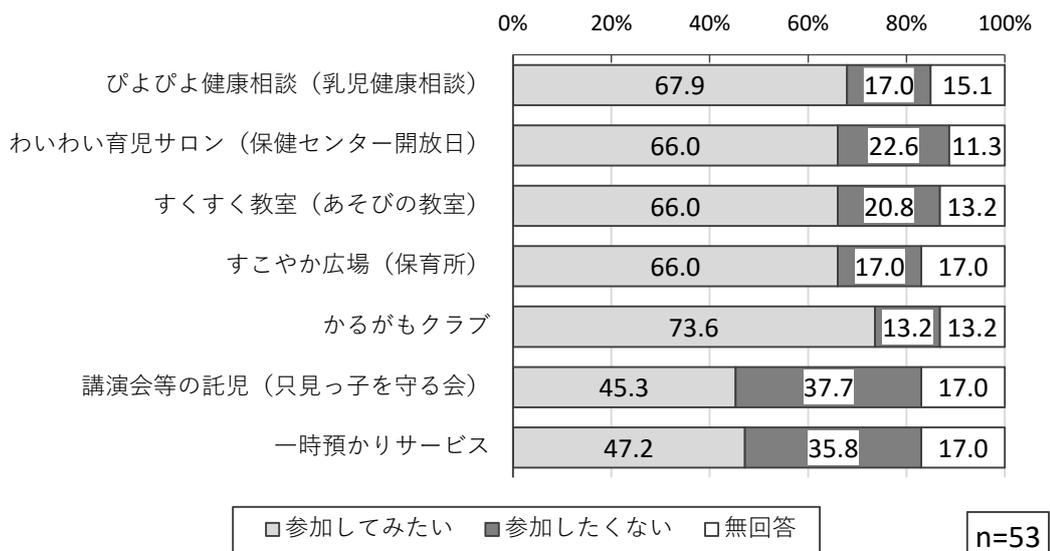
只見町で行っている子育て支援事業の認知度については「かるがもクラブ」が96.2%と最も高く、次いで「わいわい育児サロン（保健センター開放日）」が88.7%、「ぴよぴよ健康相談（乳児健康相談）」、「すくすく教室（あそびの教室）」が同率で83.0%、「すこやか広場（保育所）」が81.1%となっています。

参加意向については「かるがもクラブ」が73.6%と最も高く、次いで「ぴよぴよ健康相談（乳児健康相談）」が67.9%、「わいわい育児サロン（保健センター開放日）」、「すくすく教室（あそびの教室）」、「すこやか広場（保育所）」が同率で66.0%となっています。

■ 認知度



■ 参加意向



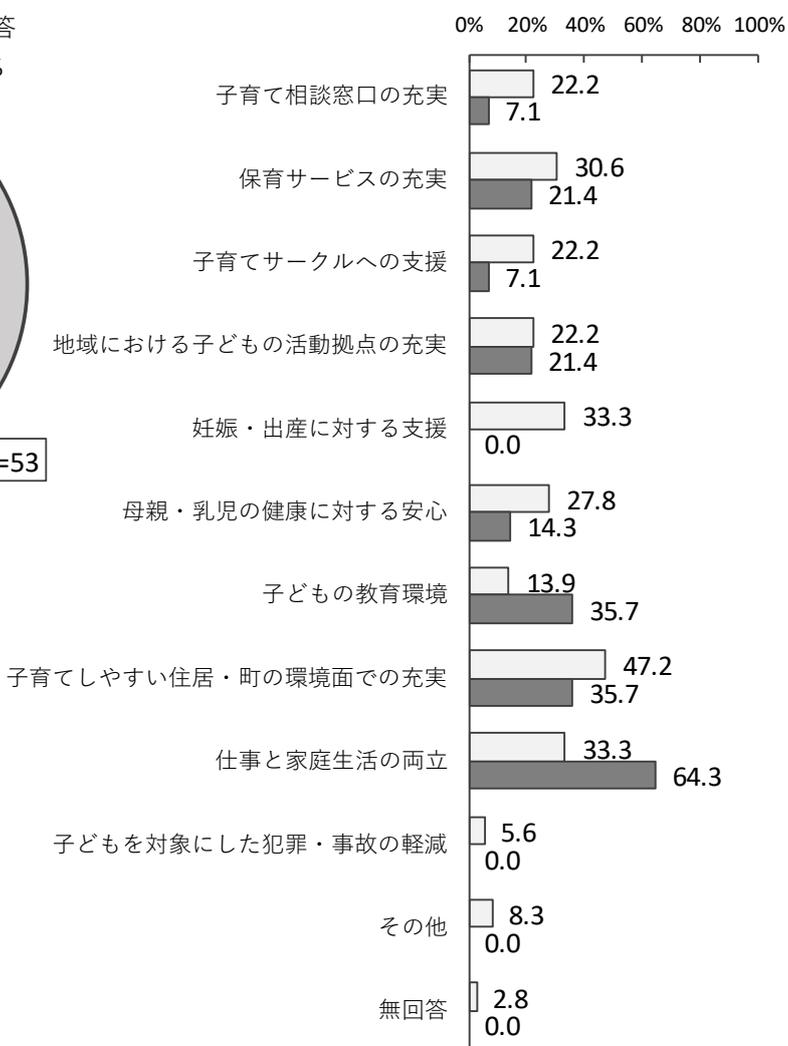
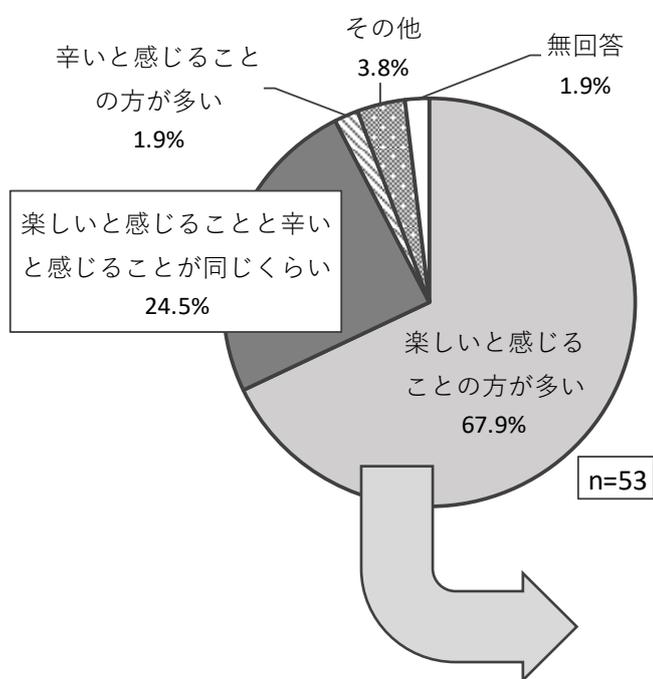
⑨ 子育てについて感じていること（問 24）

子育てについての感じ方は「楽しいと感じることの方が多い」が 67.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 24.5%、「辛いと感じることの方が多い」が 1.9%となっています。

「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人が子育てにおいて有効と感じている支援・対策は「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」が 47.2%と最も高く、次いで「妊娠・出産に対する支援」が同率で 33.3%となっています。一方、子育てを辛いと感じている人が辛さを解消するために必要に思っていることは「仕事と家庭生活の両立」が 64.3%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」、「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」が同率で 35.7%となっています。

■ 子育てについての感じ方

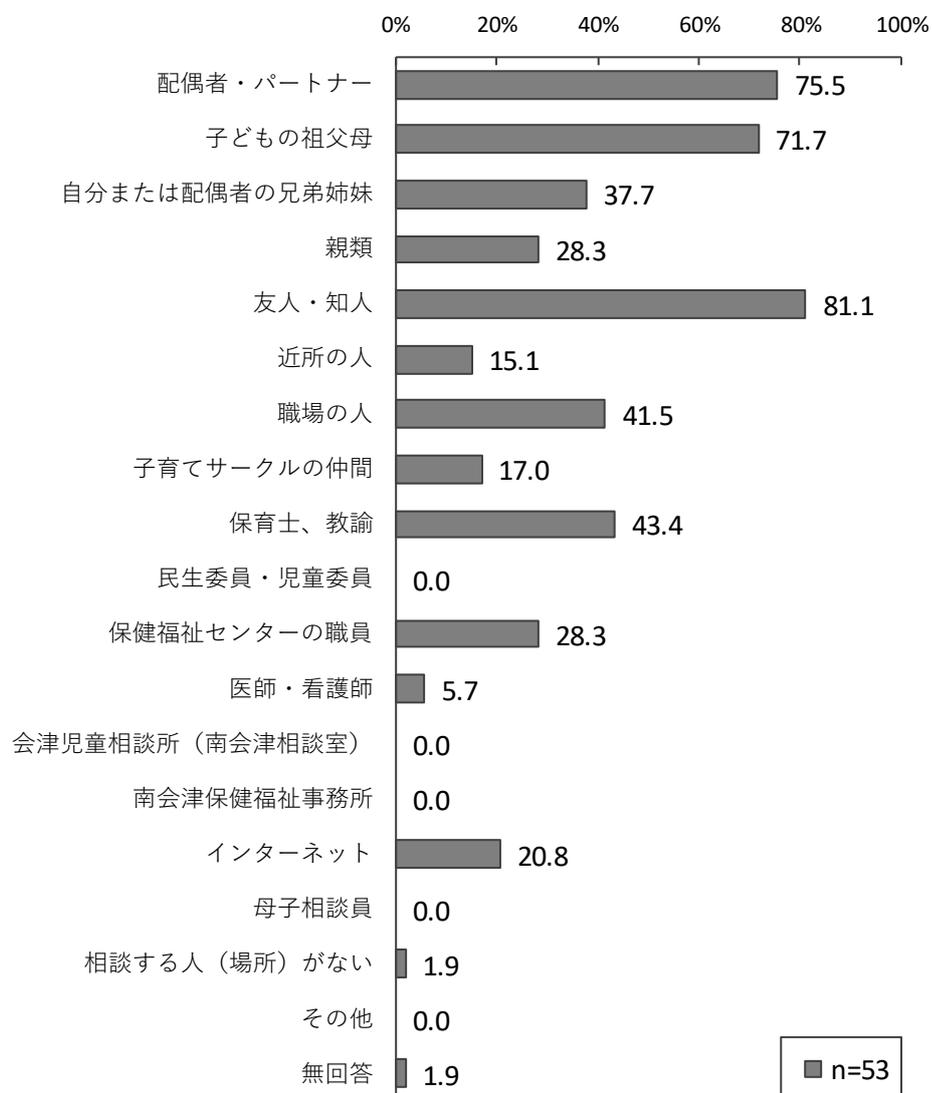
■ 子育てにおいて有効と感じる支援・対策と子育ての辛さを解消するために必要なこと



□ 子育てにおいて有効な支援・対策 (n=36)
 ■ 辛さを解消するために必要なこと (n=14)

⑩ 相談先（問 25）

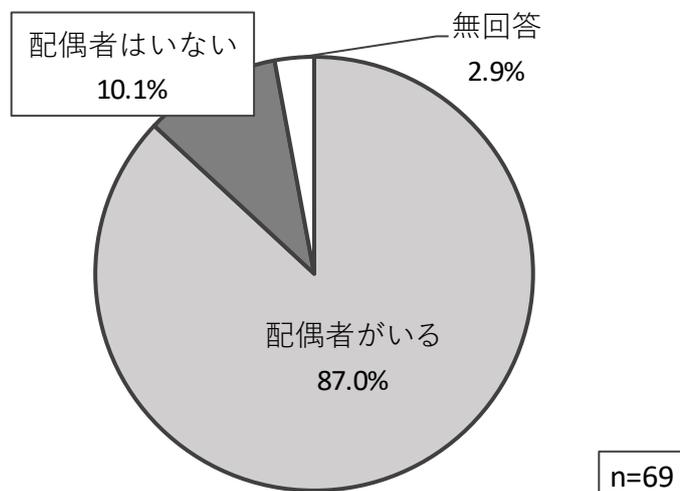
子育てに関する相談先は「友人・知人」が81.1%と最も高く、次いで「配偶者・パートナー」が75.5%、「子どもの祖父母」が71.7%となっています。



(2) 小学生調査

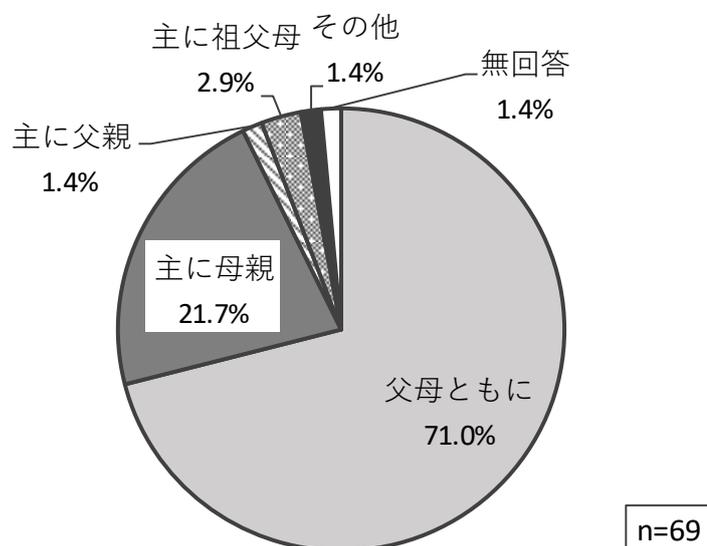
① 配偶関係 (問2)

回答者の配偶関係は「配偶者がいる」が87.0%、「配偶者がいない」が10.1%となっています。



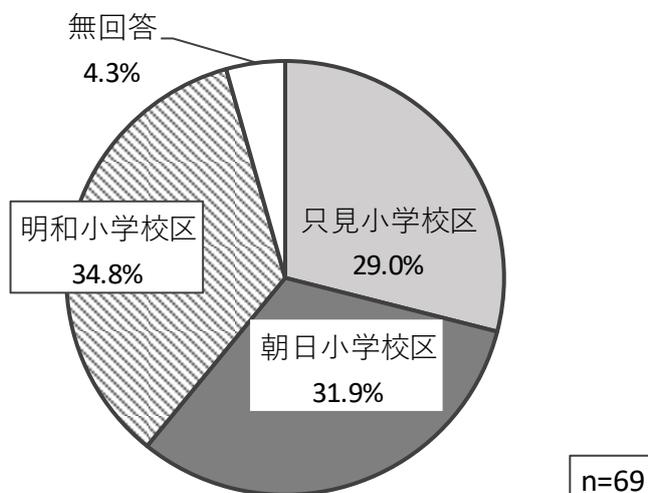
② 主な子育て者 (問3)

主な子育て者は「父母ともに」が71.0%と最も高く、次いで「主に母親」が21.7%、「主に祖父母」が2.9%、「主に父親」が1.4%となっています。



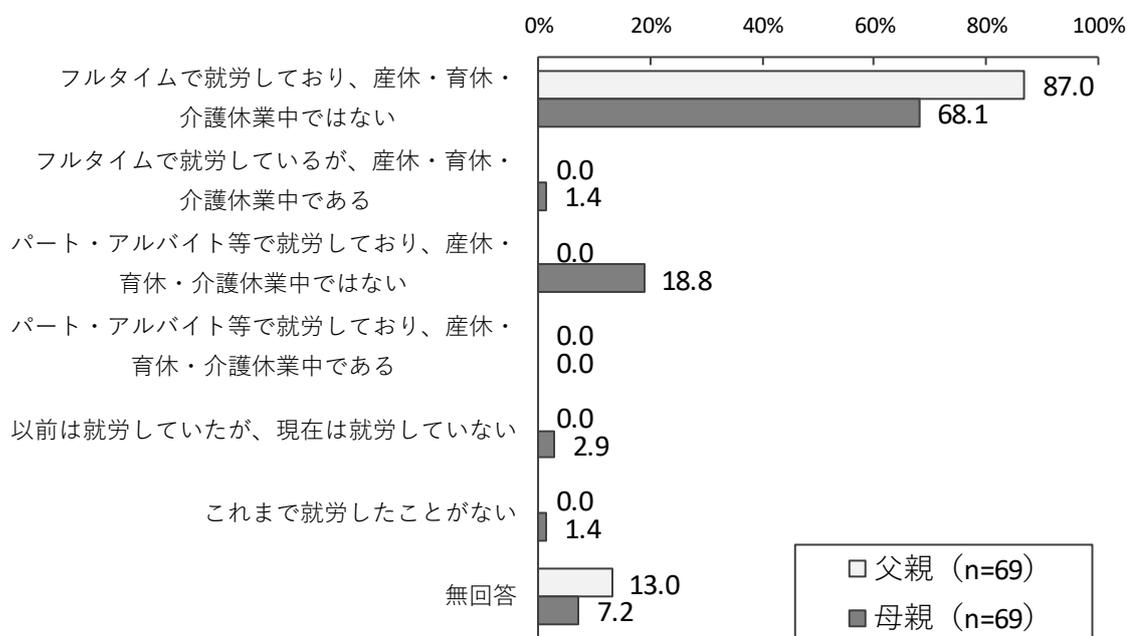
③ 居住地区（問4）

回答者の居住地区は「明和小学校区」が34.8%、「朝日小学校区」が31.9%、「只見小学校区」が29.0%となっています。



④ 就労状況（問10）

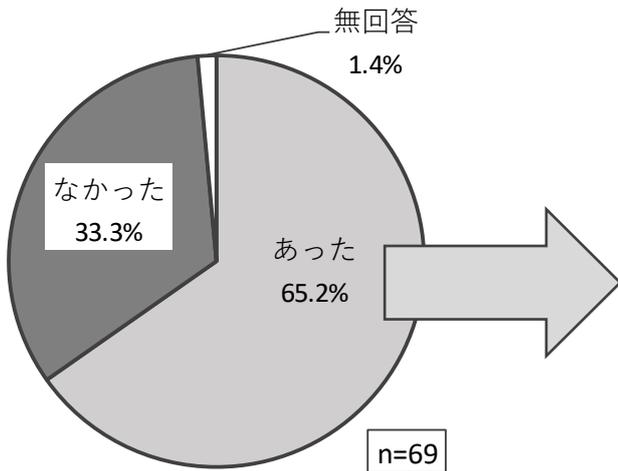
父親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が87.0%と大多数を占めています。母親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が68.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.8%となっています。



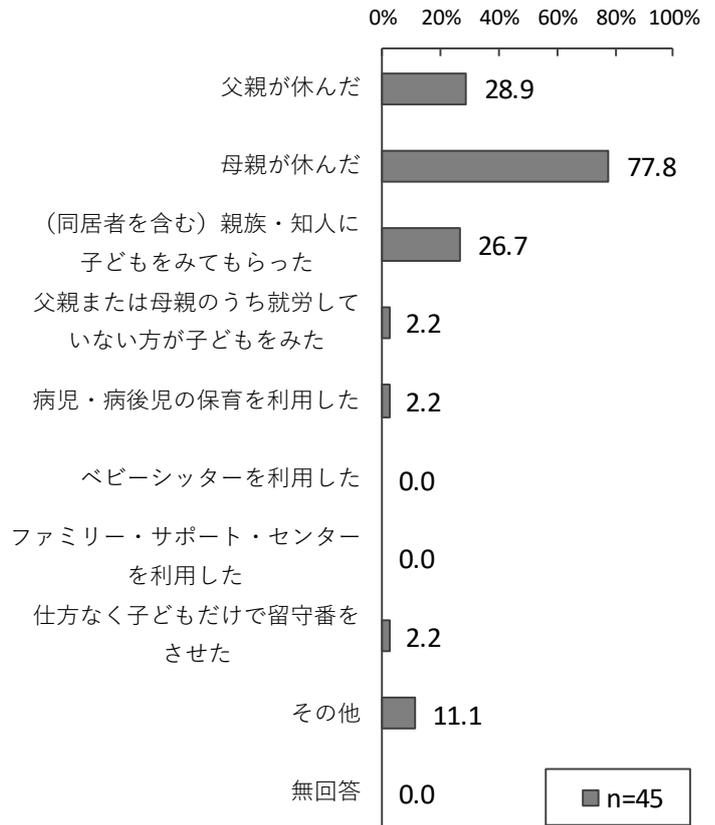
⑤ 子どもが病気やケガの際の対応（問 13）

この1年間に、子どもが病気やケガで学校を休んだことの有無は「あった」が65.2%、「なかった」が33.3%となっています。また、その際の対処方法は「母親が休んだ」が77.8%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が28.9%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が26.7%となっています。

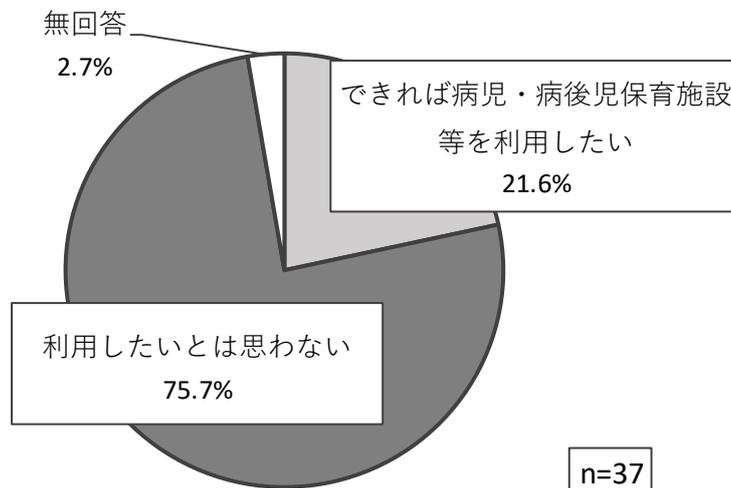
■ 学校を休んだことの有無



■ この1年間の対処方法

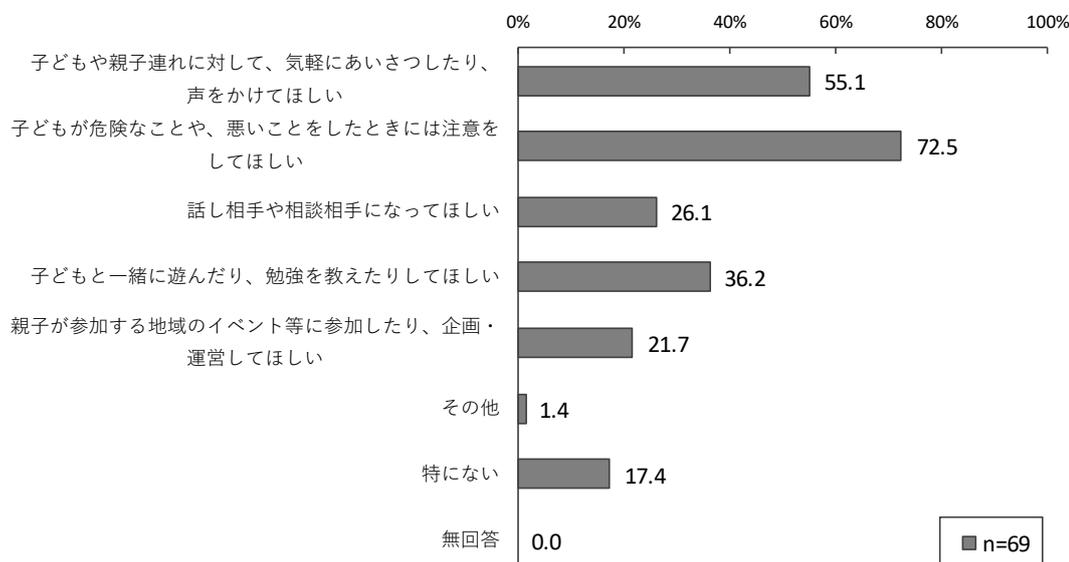


父親または母親が休んで対処した人の病児・病後児保育事業の利用意向は「利用したいとは思わない」が75.7%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が21.6%となっています。



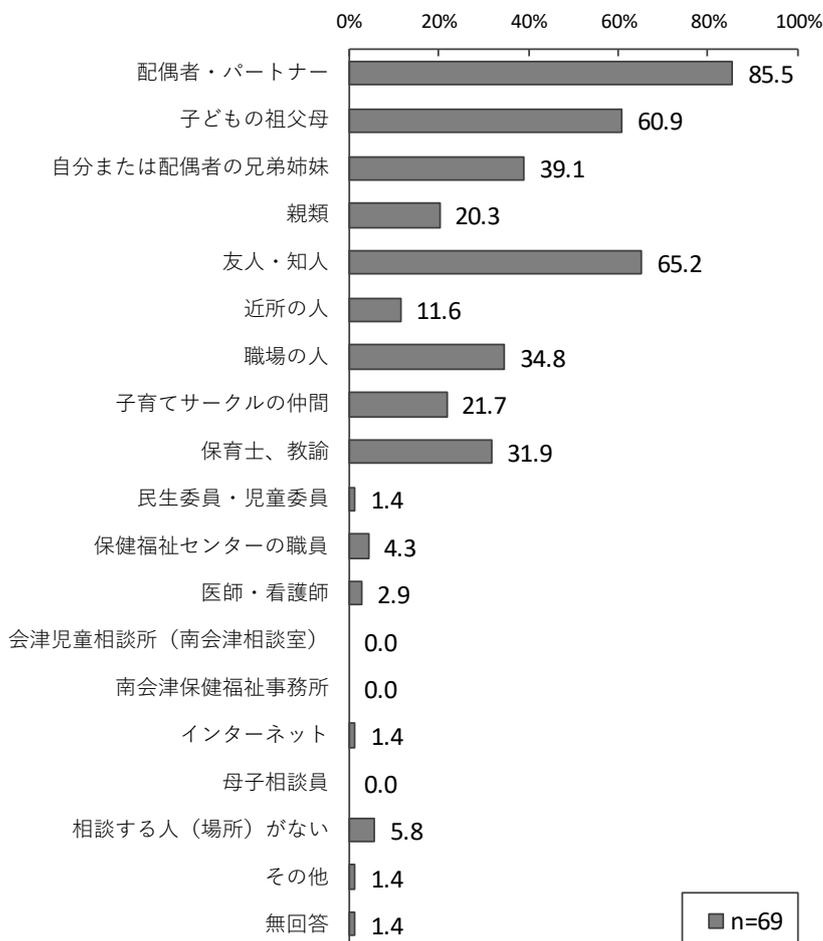
⑥ 子育てに関して地域やボランティアに望むこと（問 17）

子育てに関して地域やボランティアに望むことは「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が72.5%と最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」が55.1%、「子どもと一緒に遊んだり、勉強を教えたりしてほしい」が36.2%となっています。



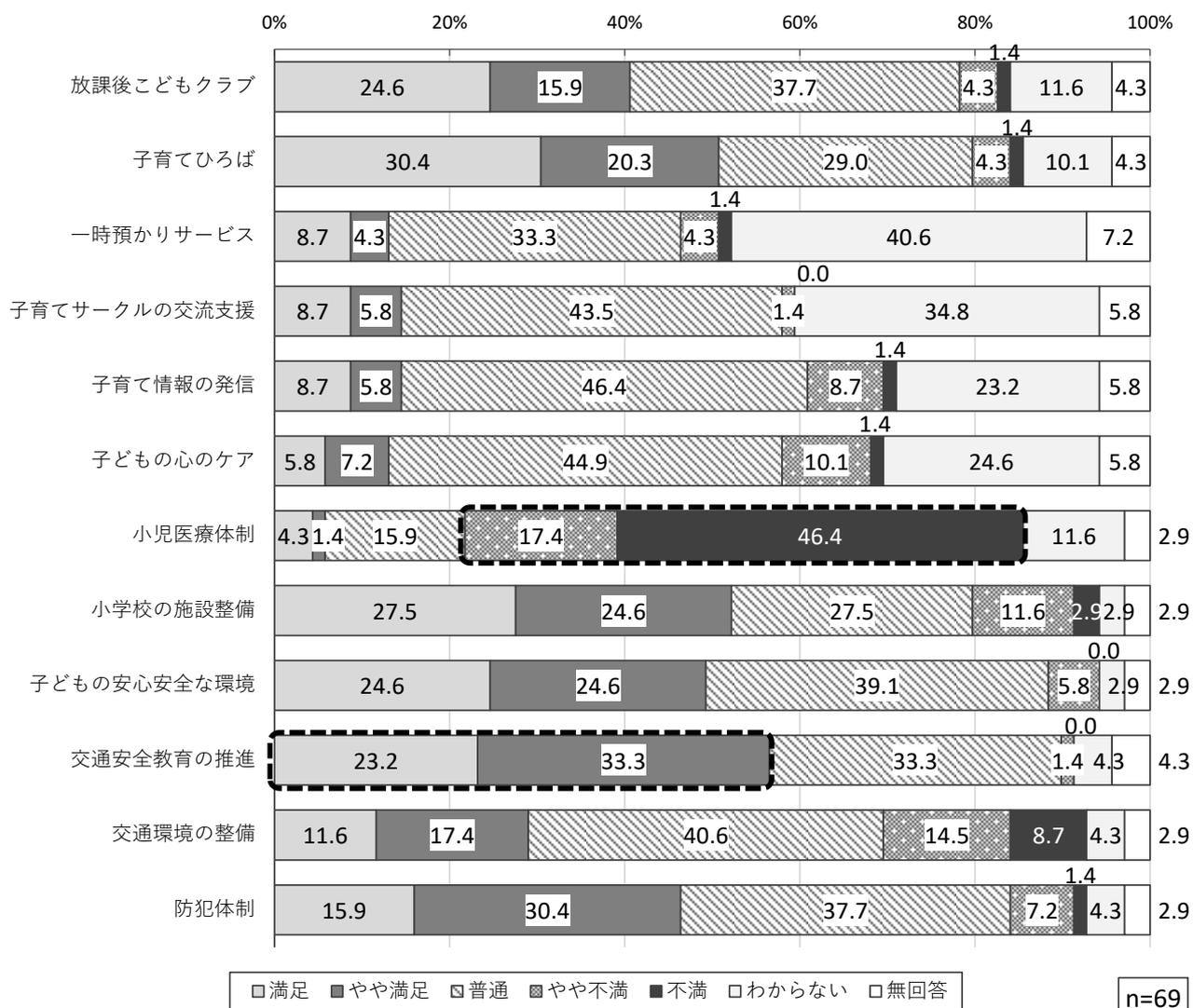
⑦ 相談先（問 18）

子育てに関しての相談先は「配偶者・パートナー」が85.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が65.2%、「子どもの祖父母」が60.9%となっています。



⑧ 只見町の子育て環境満足度（問 19）

只見町の子育て環境について、「満足」と「やや満足」を合わせた満足度は「交通安全教育の推進」が 56.5%と最も高く、次いで「小学校の施設整備」が 52.1%、「子育てひろば」が 50.7%となっています。一方「不満」と「やや不満」を合わせた不満度は「小児医療体制」が 63.8%と最も高く、次いで「交通環境の整備」が 23.2%、「小学校の施設整備」が 14.5%となっています。



5 只見町の子ども・子育て支援の課題

◆ 地域ぐるみでの子育て支援の取組

本町の世帯の状況を見ると、一般世帯数、1世帯あたり人員ともに減少が続いており、核家族化が進行しています。核家族世帯の構成比について、平成17年と平成27年を比較すると、「男親と子ども」、「女親と子ども」の割合が微増していることがわかります。

アンケートでは、子どもが病気やケガで普段利用している通常の教育・保育事業を利用できなかった、あるいは学校を休んだ際に行った対処方法として「母親が休んだ」と回答した人が多く、いずれも7割を超えています。

「父親が休んだ」の割合も、就学前児童調査、小学生調査ともに3割近くなっていることから、周囲を頼ることができない家庭があり、こうした家庭が孤立していつてしまう可能性が考えられます。全ての子育て家庭に支援が行き届くよう、行政と地域の双方向からの取組を行う必要があります。

また、地域やボランティアに対して、あいさつ等の声かけを望む保護者が多いことから、人と人とのつながりがある、コミュニケーションのとりやすい子育て環境が求められています。

◆ 親子が共に安心できる環境の整備

父親または母親が休んで子どもの病気やケガに対応した人の病児・病後児保育事業の利用意向について、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合をみると、就学前児童調査では45.8%、小学生調査では21.6%となっており、潜在的なニーズが確認できます。

さらに、只見町の子育て環境について、「不満」と「やや不満」を合わせた不満度をみると、「小児医療体制」が63.8%と圧倒的に高い割合を示しています。このことから、必要なときにいつでも子どもが医療機関にかかれる体制の整備が強く求められているといえます。

また、「交通環境の整備」の不満度が「小児医療体制」に次いで高くなっており、町の交通安全面に不安を抱いている保護者がいることから、冬期間を含めた交通環境の整備を進めていく必要があります。子育てにおいて有効と感じる支援・対策として「子育てしやすい住居・町の環境面での充実」が47.2%と最も高くなっていることから、全ての子どもが健やかに成長できるよう、親子が共に安心できる環境づくりを進めていく必要があります。



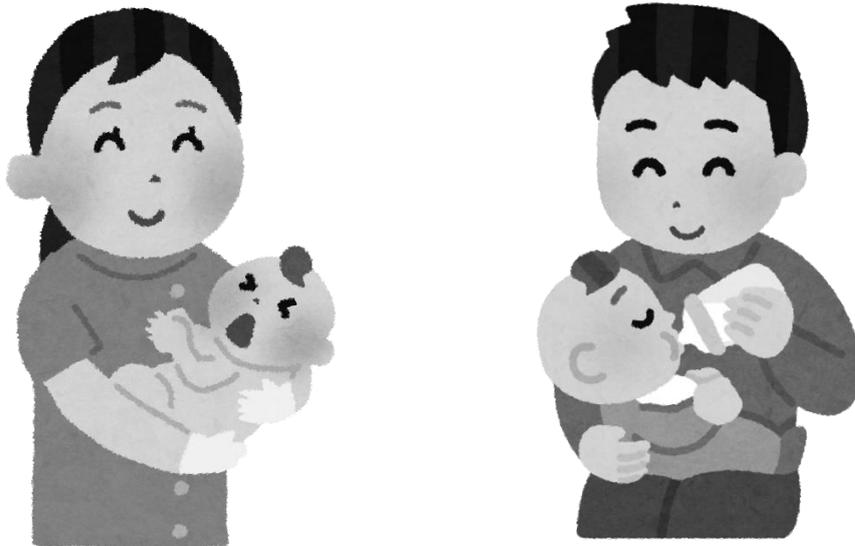
◆ 保護者の就労状況に応じた支援の推進

本町の女性の就業率について平成 22 年と比較すると、45～49 歳、50～54 歳を除く全ての年齢層において増加しており、特に 20 歳代の就業率が上がっていることがわかります。

さらに、保護者の就労状況について、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している（産休等を含む）母親の割合をみると、就学前調査では 75.4%、小学生調査では 88.3%となっており、母親の就労率が高くなっています。このため、就労している保護者が増えてきていることと、働き方が多様化してきていることを踏まえた子育て支援を行う必要があります。

土曜日、日曜・祝日の「定期的な教育・保育事業」の利用意向について、「ほぼ毎週利用したい」と「月に 1～2 回は利用したい」を合わせた利用希望をみると、土曜日では 30.1%、日曜・祝日では 15.1%となっており、一定割合のニーズがあることがうかがえます。

また、子育ての辛さを解消するために必要なこととして「仕事と家庭生活の両立」が 64.3%と最も高くなっていることから、教育・保育事業の運営の在り方を見直すほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から企業に対する働きかけを行う必要があると考えられます。



第3章 子ども・子育てニーズの把握

1 「ニーズ量」と「目標事業量」の算出について

(1) 算出のためのフロー

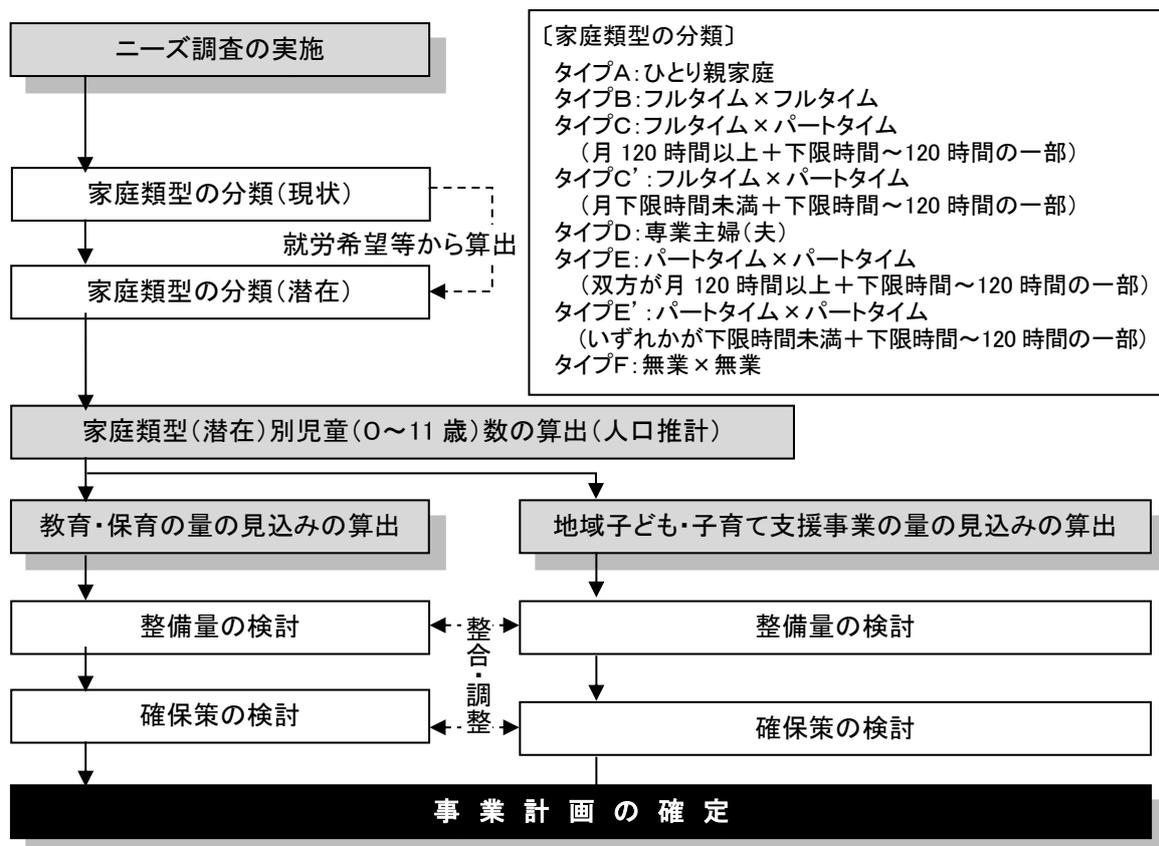
子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、ニーズ調査の結果を活用し、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区別に、ニーズ量・目標事業量を算出していきます。

この「ニーズ量」は、国の「手引書」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の方法はニーズ調査結果から全国一律に算出するものであることから、「ニーズ量」を参考にしながら、実態に応じて各自治体で実際の「目標事業量」を検討していくこととなります。

本町においても、国の手引書の手順に沿ってニーズ調査を実施し「子ども・子育て会議」をはじめ庁内検討委員会での検討を重ね、実績値を加味しながら本町の実態及び将来動態に適した「目標事業量」を設定しました。

目標事業量算出の流れ



(2) 算出にあたっての留意事項

① ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、各市町村で実施したニーズ調査の結果等を基に算出することとなっており、算出は「手引書」に基づいて行いました。

しかしその後、子ども・子育て会議での審議を経る中で、各自治体の判断（例えば、過去実績等に基づく調整・整合）で異なる方法とすることも可能と示されたことを受け、今回、本町では事業実績等の現状を勘案して作業を行いました。

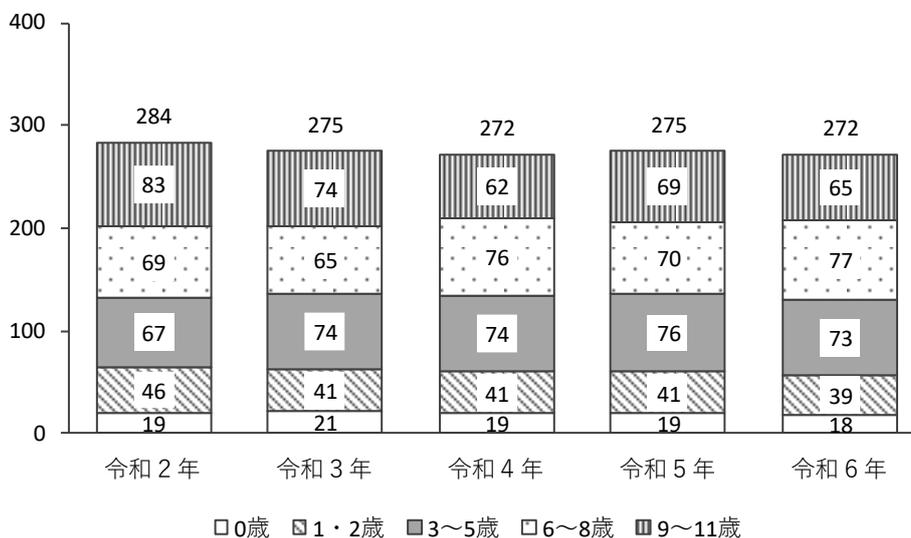
② 将来の子ども人口推計

事業量の算出にあたっては、国の算出ワークシート及び調査票と「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「手引書」という。）に基づいて算出を行います。

その中で、将来の子ども人口（年齢別、0歳～11歳）を推計し、事業量の見込みの算出にかけ合わせることであり、本町でも計画期間における子ども人口の推計を行いました。

本町の計画期間における子ども人口の推計は、令和2年の284人から、令和6年の272人へと減少傾向にあります。

子ども人口比率の推移（人）



※ 平成26年～30年の住民基本台帳（各年4月1日）を実績人口に、コーホート変化率法で算出しています。

2 本町の教育・保育のニーズ

(1) 教育・保育の量の見込み

国の手引きに基づき、教育・保育量の見込みを算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、町内に居住する児童の教育・保育の量の見込みは以下のとおりとなります。

保育所・幼稚園利用者推計の推移（人）

	対象 年齢	実績	推計				
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育所利用者	0～5歳	97	141	132	131	132	129
3号認定	0歳※	6	17	16	16	16	16
	1・2歳	30	53	47	47	47	45
2号認定	3歳以上	61	71	69	68	69	68
幼稚園利用者	3歳以上	0	0	0	0	0	0
1号認定	3歳以上	0	0	0	0	0	0
2号認定	3歳以上	0	0	0	0	0	0
合 計		97	141	132	131	132	129

※ 0歳児の保育所利用については、年度当初の年齢です。実際の入所は、満1歳の誕生日後に入所となります。

量の見込みに対する本町の確保方策は次のとおりとなります。

【今後の方向性】

今後は、児童数の更なる減少が予想されることから、保育所の適正な規模について検討を行い、保護者の就労状況及びその他の変化に柔軟に対応でき、今後多様化する教育・保育ニーズの確保のため、既存施設の認定こども園への移行や地域型保育事業の実施も検討します。

(人)		平成30年度実績					令和2年度				
		教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり		
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	61	6	30	0	0	71	17	53
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	/					0	0	100	20	60
	地域型保育事業						0	0	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠						0	0	-	-	-
② - ①	0						0	29	3	7	

(人)		令和3年度					令和4年度				
		教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり		
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	69	16	47	0	0	68	16	47
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	0	0	100	20	60	0	0	100	20	60
	地域型保育事業	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
② - ①		0	0	31	4	13	0	0	32	4	13

(人)		令和5年度					令和6年度				
		教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり		
		1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	1号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	2号 (3-5歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	0	69	16	47	0	0	68	16	45
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	0	0	100	20	60	0	0	100	20	60
	地域型保育事業	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
② - ①		0	0	31	4	13	0	0	32	4	15

(2) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となる子ども	内容	
幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。	
認可保育所（園） 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子ども利用料が無償化されます。	
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

第4章 計画の基本理念・基本目標と施策の体系

1 子ども・子育て支援の基本理念

(1) 本町の子ども・子育て支援施策の方向性

「只見町振興計画」では、目指す将来像である「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち 自然首都・只見の挑戦『人と自然の共生』」の実現に向けた施策を推進するにあたり、子ども・子育て施策に係る記載として、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に以下のとおり記載されています。

少子化時代に対応し、地域ぐるみで子育てに対する理解を深め、次代のニーズに合った的確な子育て支援を推進するとともに、多様な保育サービスや子どもの健全育成のための環境整備に努めます。さらに、母子保健施策の充実を図り、子どもの健やかな発育・発達をサポートし、出生率に関連する未婚化・晩婚化対策等の施策を推進します。

本計画の策定にあたっては、上記の記載を本町における子ども・子育て支援施策の方向性として位置づけ、支援施策の在り方を検討・協議し、計画を策定しました。

(2) 計画の基本理念

本町では、上位計画である振興計画の将来像の実現とともに、子どもたちや、子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育て・子育てを支援するワーク・ライフ・バランスの理念に基づいた地域社会づくりを目指し、

～元気で・明るく・たくましく すくすく育て只見っ子～
子育てを地域全体で支え見守るまち只見

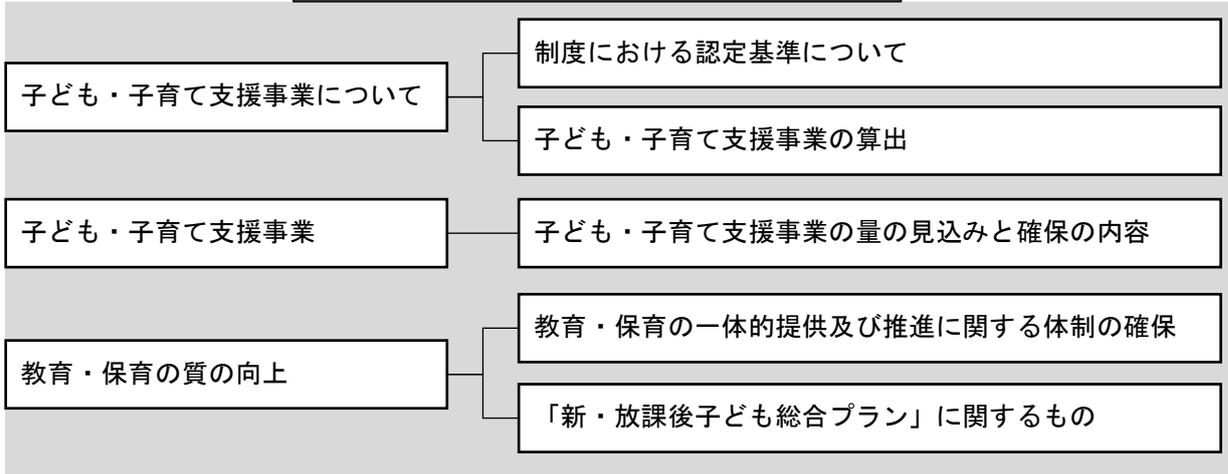
を基本理念とした、子ども・子育て支援事業に取り組みます。

また、この基本理念を基に、本計画の推進と前期計画を継承するために、4つの基本目標を定めました。

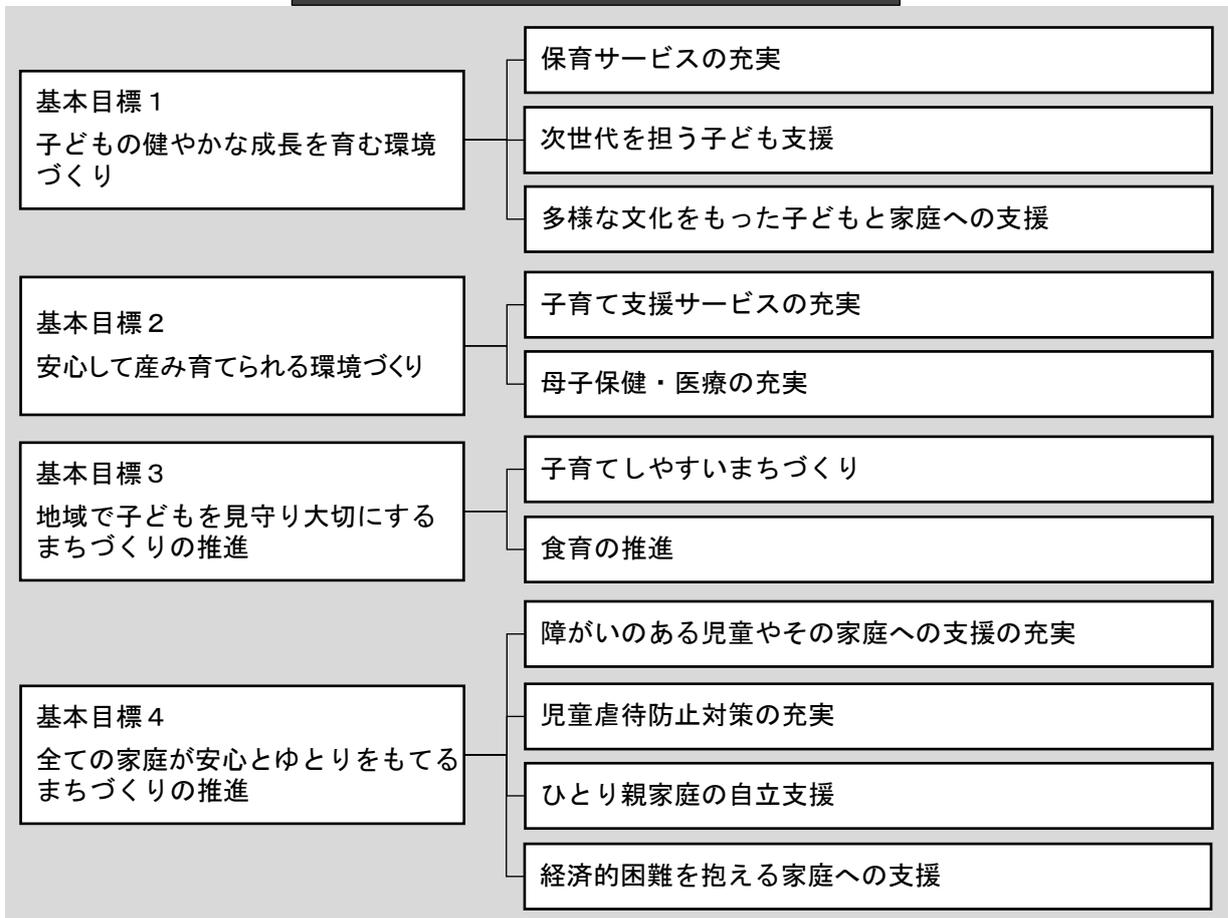
(3) 計画の施策体系

～元気で・明るく・たくましく すくすく育て只見っ子～
 子育てを地域全体で支え見守るまち只見

子ども・子育て支援事業の実施



子ども・子育て支援施策の展開



第5章 子ども・子育て支援事業について

1 制度における認定基準について

(1) 制度の全体像

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

「1. 子ども・子育て支援給付」については、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

また、「2. 子ども・子育て支援事業」については、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業（13事業）となります。

本節及び次節では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

■ 子ども・子育て支援制度の全体像

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上 19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

2. 子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 制度における認定基準

① 認定区分

幼稚園や保育所などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

- 1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園又は認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業となります。
- 2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育所、地域型保育又は認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業となります。

■ 3つの認定区分

1号認定

教育標準時間指定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合 利用先：幼稚園、認定こども園

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先：保育所、認定こども園

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

② 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定（2号、3号の認定を受ける子ども）にあたっては次の3項目の基準に基づき、認定を行います。なお、詳細については、担当窓口等で必ずご確認ください。

事由

- 就労…フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労。
- 就労以外の事由…保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本町が定める事由。

区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 保育標準時間…主にフルタイムの就労（月120時間以上）を想定した長時間利用。
- 保育短時間…主にパートタイムの就労（月48時間以上～120時間未満）を想定した短時間利用。

優先利用

- ひとり親家庭や虐待又は生活保護等により、保護・養護が必要となる場合。
- 育児休業明けや、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合等の事情。

2 子ども・子育て支援事業の算出

(1)「子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業は13事業あり、このうち11事業について「量の見込み」を定めることとされています。また、合わせて「量の見込み」及び「確保の方策」を定めることとされています。

「量の見込み」の算出方法は、次の2通りの方法が示されています。

- | | |
|----------------------------|----------|
| i. 「手引書」に基づき、ニーズ調査結果から算出する | ⇒「ニーズ調査」 |
| ii. ニーズ調査によらず実績等推計から求める | ⇒「推計」 |

子ども・子育て支援事業の算出について

事業名称	算出義務	算出根拠	
		国	本町の算出方法
利用者支援事業	○	推計	推計
地域子育て支援拠点事業	○	ニーズ調査	推計
妊婦健康診査	○	推計	推計
乳児家庭全戸訪問事業	○	推計	推計
養育支援訪問事業	○	推計	推計
子育て短期支援事業	○	ニーズ調査	推計
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	○	ニーズ調査	推計
一時預かり事業	○	ニーズ調査	推計
延長保育事業	○	ニーズ調査	推計
病児・病後児保育事業	○	ニーズ調査	推計
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	○	推計	推計
実費徴収に係る補足給付を行う事業	×	—	—
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	×	—	—

(2) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

「手引書」に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、量の見込みは以下のとおりとなります。

子ども・子育て支援事業の平成30年実績と令和2年以降の量の見込みの推計一覧

	単位	実績	推計					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	人回/月	281	241	230	222	222	211	
妊婦健康診査	人/年	36	29	28	28	28	28	
乳児家庭全戸訪問事業		21	17	17	17	17	17	
養育支援訪問事業		0	2	2	2	2	2	
子育て短期支援事業	か所	—	—	—	—	—	—	
ファミリー・サポート・センター事業	高学年	人日/月	—	—	—	—	—	—
	低学年		—	—	—	—	—	—
一時預かり事業	幼稚園による一時預かり	人日/年	0	0	0	0	0	0
	その他※1		206	137	132	131	132	131
延長保育事業	人/年	36	33	32	31	32	31	
病児・病後児保育事業	人日/年	—	—	—	—	—	—	
放課後児童クラブ※2	低学年	人/年	104	73	70	70	70	70
	高学年		12	29	28	28	28	28

※1 一時預かり事業の「その他」は、保育所で実施する「只見町一時預かり事業（一時保育）」をいいます。

※2 放課後児童クラブは只見町独自施策の「放課後子ども教室事業」と「子育てひろば事業」をいいます。

第6章 子ども・子育て支援事業の実施

1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

【事業概要と現状】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【今後の方向性】

保健福祉センター内に只見町子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じるための窓口を一本化しました。今後も現行の体制を継続し、状況を的確に把握することにより、支援を必要とする保護者が利用できる母子保健サービスの情報提供を行うとともに、関係機関と協力・連携して支援プランの策定等を行います。

実績値と本計画期間の計画値

(か所)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容		1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要と現状】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、各保育所で「すこやか広場」、保健センターで「すくすく教室」、「あそびの教室」、「かるがもクラブ」等の親子で参加できる事業を行っています。

【今後の方向性】

現在実施している子育て支援拠点事業の充実を図り、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を積極的に行うことで仲間づくりができるような場所と支援の提供を行います。

実績値と本計画期間の計画値

(人回/月) ※1	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	281	241	230	222	222	211
② 確保の内容		300	300	300	300	300
② - ①		59	70	78	78	89

※1 「人回」は、人数×回数で月間の需要量を示します。例えば15人が10回利用した場合は150人回となります。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要と現状】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の随時に必要な医学的検査を実施する事業です。

現在、妊娠初期から出産までの15回の健診及び産後1か月健診を公費負担により無料で実施しています。

【今後の方向性】

母子手帳申請時に健康診査受診票を交付し、公費負担による妊婦健診の実施体制を確保することで、妊娠期における母子の健康保持を推進していきます。

また、健診を受けられる産婦人科が町内にないため、遠方への通院が余儀なくされており、健診に係る交通費の補助を継続していきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	36	29	28	28	28	28
② 確保の内容		40	40	40	40	40
② - ①		11	12	12	12	12

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要と現状】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。現在は、保健師が新生児のいる家庭を訪問する「新生児訪問指導」を実施しています。また、多胎児家庭への支援についても検討していきます。

【今後の方向性】

保健師による新生児訪問指導と併せて実施し、育児に関する不安や悩みの相談を受けたり、養育環境の把握に努めます。

育児不安や不適切な養育を発見した場合は、各種相談、訪問事業を通じてフォローし、必要に応じて、養育支援訪問事業などへ引き継ぎを行います。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	21	17	17	17	17	17
② 確保の内容		25	25	25	25	25
② - ①		8	8	8	8	8

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要と現状】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在も、保健師が養育支援が必要な家庭を訪問し、相談・援助等を行っています。

【今後の方向性】

乳児全戸訪問事業や各種検診等で支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。町単独での対応が困難と判断されるケースについては、児童相談所や専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	2	2	2	2	2
② 確保の内容		5	5	5	5	5
② - ①		3	3	3	3	3

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要と現状】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【今後の方向性】

本町には児童養護施設等が設置されていないため、当計画期間中の事業の実施は見込まず、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合は、町外施設を利用できるように関係機関等との連携強化及び情報共有を図っていきます。

また、ケースに応じて、町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」での受入れを検討します。

実績値と本計画期間の計画値

(か所)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—	—
② 確保の内容		—	—	—	—	—
② - ①		—	—	—	—	—

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要と現状】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

本町の規模ではファミリー・サポート・センター事業の実施は難しく、当計画期間中の事業の実施は見込んでおりません。

ニーズに対しては、町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」で受入れ体制の確保を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人日/月)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—	—
② 確保の内容		—	—	—	—	—
② - ①		—	—	—	—	—

(8) 一時預かり（一時保育）事業

【事業概要と現状】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、町内の3か所の保育所で満1歳児からの一時保育受入れを実施しています。

【今後の方向性】

今後も継続して実施するとともに、より利用しやすい体制を整備していきます。

また、保育所での一時保育では対応できない個別のニーズに対しては町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」で対応していきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人日/年) ※1	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	206	137	132	131	132	131
幼稚園による一時預かり	0	0	0	0	0	0
その他※2	206	137	132	131	132	131
② 確保の内容		210	200	180	180	180
② - ①		73	68	49	48	49

※1 「人日」は、人数×日数で年間の需要量を示します。例えば10人が15日利用した場合は150人日となります。

※2 「その他」は、保育所で実施する「只見町一時預かり事業（一時保育）」をいいます。

(9) 延長保育事業

【事業概要と現状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

今後も継続して実施するとともに、より利用しやすい体制を整備していきます。

また、延長保育事業では対応できない個別のニーズに対しては町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」で対応していきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	36	33	32	31	32	31
② 確保の内容		40	40	40	40	40
② - ①		7	8	9	8	9

(10) 病児保育事業

【事業概要と現状】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【今後の方向性】

当事業は、通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向があります。本町においては、看護師や施設の確保が困難なため、本計画期間中の実施は見込んでおりません。

ただし、利用者のニーズも高いことから、今後は広域連携事業としての可能性を探るとともに、医療機関等との協議を進めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—	—
② 確保の内容		—	—	—	—	—
② - ①		—	—	—	—	—

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要と現状】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在は、町単独事業として、「子どもクラブ」を振興センターが主体となり実施しています。子どもクラブには、放課後等における児童の安心で安全な居場所を確保すること等を目的として「放課後子ども教室」を週2回、基礎体力や運動能力の向上並びに生活習慣や学習習慣の確立を家庭と協力しながら推進し、放課後等に活動する「子育てひろば」を週3回実施しています。

【今後の方向性】

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、今後も継続して実施するとともに、関係機関の連携を図り、施設整備及び人員体制の確保を行います。本計画期間の量の見込みは、「放課後子ども教室」と「子育てひろば」の合計の量となります。

また、こどもクラブ事業では対応できない個別のニーズに対しては町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」で対応していきます。

実績値と本計画期間の計画値

(人)	実績	本計画期間の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	117	105	102	101	102	101
小学1年生	37	23	22	22	22	22
小学2年生	37	26	26	26	26	26
小学3年生	31	28	27	27	27	27
小学4年生	12	26	25	24	25	24
小学5年生	0	1	1	1	1	1
小学6年生	0	1	1	1	1	1
② 確保の内容		120	120	110	110	110
② - ①		15	18	9	8	9

※ 放課後児童クラブは只見町独自施策の「放課後子ども教室事業」と「子育てひろば事業」をいいます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要と現状】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

事業の実施については、近隣町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握して、今後検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要と現状】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

現在は、町内の保育ニーズと供給量のバランスがとれている状況であり、今後は児童数が緩やかに減少する推計が出されていることから、状況をみながら、民間事業者の参入が必要かどうかを判断していきます。

第7章 教育・保育の質の向上

1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

令和元年時点で、本町には認定こども園の設置はなく、町立の保育所が3か所設置されています。今後多様化する教育・保育のニーズに対応するため、既存施設の認定こども園への移行や地域型保育事業の実施を検討しつつ、既存施設での柔軟な受入れ態勢等の向上を図ります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、保育士のスキルアップを目指した「たぐみ健やか発育・発達支援事業」を継続するとともに、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 保育所・小学校連携の取組の推進について

就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所・小学校が連携し、5歳児の小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

2 「新・放課後子ども総合プラン」に関するもの

(1) 国が進める「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」や「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

小1の壁：主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育がある保育所に対して学童保育等は終了時間が早いことや保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

(2) 国全体の目標

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。
- ② 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④ 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(3) 事業計画

- 国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法に定める基本的な指針や次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村は、上記の指針に即し、市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に以下を盛り込む
 - ・ 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
 - ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量
 - ・ 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 - ・ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等
 - ・ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - ・ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - ・ 各放課後児童クラブが、(2)④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
 - ・ (2)④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を促進させるための方策 等

(4) 市町村の体制、役割

「運営委員会」を設置し、関係機関が連携を深め、学校の教職員や「放課後こども教室」、「子育てひろば」の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について十分に協議を行い、両者が責任をもつ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

(5) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組について

① 令和6年度に達成されるべき目標事業量について

項目	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—
放課後子ども教室の整備計画	—	—	—	—	—	—
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	117 (3)	105 (3)	102 (3)	101 (3)	102 (3)	101 (3)

単位：人、()内は箇所

※1 放課後児童クラブは只見町独自施策の「放課後子ども教室事業」をいいます。

※2 放課後こども教室は只見町独自施策の「子育てひろば事業」をいいます。

② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する取組

福祉担当部局と教育委員会が連携して、定期的な検討の場を設け、一体型又は連携型の実施についての先進事例の収集・研究や、具体的な実施方法等について、関係機関で検討を進めます。

③ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブと放課後子ども教室への活用に関する取組

学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、福祉担当部局と教育委員会が連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

このため、本町では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたって、学校教育に支障が生じないように留意しつつ、余裕教室の実態把握や将来的な活用の可能性について協議します。

④ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る福祉担当部局と教育委員会の連携に関する取組

両事業に係る課題が発生した場合に、福祉担当部局と教育委員会が連携して、調査や協議を行います。

⑤ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、学校・家庭と連携し、適切な対応に努めるとともに、放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や、放課後児童クラブとの連携による育成支援及び療育を推進します。

⑥ 来所・帰宅時における児童の安全確保

放課後の安全確保については、関係機関の連携や地域の連携の構築を図ることが重要となります。

このため、本町では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたって、スタッフによるお迎えの徹底と帰宅時の保護者との情報共有を図っていきます。

⑦ 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

今後の利用者ニーズ及び状況を確認しながら、民間サービスの参入が必要かどうかを判断するとともに、民間サービスの情報収集と連携を検討していきます。

(6) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議等を活用し、総合的な放課後対策の在り方について協議を行います。

本町においては、只見町放課後児童対策事業「子どもクラブ」を振興センターで担当しており、事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて「只見町放課後児童対策事業運営委員会」等において協議を行います。

第8章 子ども・子育て支援施策

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

(1) 保育サービスの充実

只見町の施策方針

本町では、現在、待機児童は発生しておらず、子どもの受入れ環境はある程度整っています。今後もこの環境を維持していくため、保育士の計画的な確保に努めるとともに、保育事業の更なる充実を図るため、ニーズ等を勘案しつつ、下記の事業に取り組みます。保育料の軽減対策については、今後も副食費の無償化を継続します。

① 保育の受入れ体制の確立

【現状と方向性】 **現状維持**

就労・職場復帰の支援として、育休満了時（原則1歳到達時）から、確実に保育所を利用できるように受入れ体制の整備を図ります。

保育所申込期間に、申し込んでいただくことで、満1歳から入所できます。

〔担当課：保健福祉課福祉係・保育所〕

② 0歳児保育の実施

【現状と方向性】 **現状維持**

0歳児保育の実施を検討します。保護者が安心して子どもを預けられるように職員の研修体制を整え、保育技術の向上を図るとともに、保育士等の増員による人的体制の確保及び施設の改修・整備に努めます。

1歳未満の子どもを預かるようにするために今後は、ニーズ等も確認しながら「こもりっこ事業」と連携していきます。

〔担当課：保健福祉課福祉係・保育所〕

③ 保育料の軽減対策

【現状と方向性】 **現状維持**

子育て中の家庭に対する経済的支援の一環として、3歳以上と0～2歳の非課税世帯の保育料を無償化します。0～2歳の課税世帯の保育料については、引き続き国の費用徴収基準額から最大7割を低減します。

また、第3子以降の児童が保育所に入所している家庭に対しての、多子世帯軽減措置による減免も継続して実施します。

今後も、町独自の副食費無償化を継続します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

(2) 次世代を担う子どもの支援

只見町の施策方針

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。

本町では、思春期の子どもに対し、責任ある行動・決断を促すとともに、サポート体制の充実を図るため、下記の事業に取り組みます。各年代に応じた思春期保健学習に取り組むとともに、児童・生徒のカウンセリングや、親子を対象とした講演会・勉強会等を開催するなど、子どもの心のケア対策に努めます。

① 思春期保健学習の取組

【現状と方向性】 **現状維持**

小中学生と保護者を対象に、思春期の特徴や心身の発達について学習する機会を提供します。

また、中高生に対しては、正しい性の知識と情報を提供し、命の大切さを考える講習会を実施するなど、医師や保健師、学校等が連携し、充実した思春期を過ごせるよう取り組みます。

〔担当課：保健福祉課保健係・教育委員会学校教育係〕

② 心のケア対策

【現状と方向性】 **現状維持**

様々な理由により、精神的に疲れたり、傷ついたりしている子どもの相談にのり、解決に向けた支援を行います。

各学校の要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童・生徒の相談に応じます。

また、子どもと親の関わりについての講演会や勉強会を開催するほか、「かるがもクラブ」において親子でできる体操等を行い、子どもの心の理解や、親子のスキンシップを促進する体制づくりに努めます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会学校教育係〕

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

只見町の施策方針

国際化の進展に伴い、海外に在留し帰国する日本人や日本で生活する外国人は増加しており、今後も増加することが見込まれています。それにより、海外から帰国する子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれます。こうした子どもが日本で生活し、育っていく中では、言葉や文化、習慣等の違いから様々な困難があることが想定され、子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援を進める必要があります。本町では、全ての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育てていくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

① 外国人の子どもに対する保育所の受入れ体制の充実

【現状と方向性】 **新規**

外国人の子どもが、保育所での生活に対応できるようにコミュニケーションツールの開発を検討します。また、保護者とのコミュニケーションに関する支援として入所の案内やおたより等の外国語版の作成を行うとともに、関係機関と連携を図りながら支援します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

② 外国人への総合的な町政情報の提供及び相談体制の充実

【現状と方向性】 **新規**

外国人及び家族が安心して暮らせるよう、ガイドブック等の外国語版の作成・配布、インターネットを活用した外国語版ガイドホームページの開設及び更新、外国人向け生活相談窓口の開設、運営の充実を図ります。また、母子保健事業については、母子健康手帳の外国語版の説明書を作成します。

関係機関と連携し、母子保健の視点からの支援の充実に努めます。

〔担当課：保健福祉課〕

③ 国際理解教育の推進

【現状と方向性】 **新規**

外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。また、外国語での絵本の読み聞かせを通して、国際理解や外国人と日本人の親子の交流の機会を提供します。

〔担当課：保健福祉課福祉係・教育委員会学校教育係・振興センター〕

④ 小中学校外国語活動サポートプラン

【現状と方向性】 **現状維持**

現在、小中学校それぞれに専属のALTを配置し、外国語の授業をサポートすることにより、子どもたちが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけさせます。

また、教員の外国語指導力向上につなげていきます。

〔担当課：教育委員会学校教育係〕

基本目標 2 安心して産み育てられる環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

只見町の施策方針

女性の社会進出や就業形態の多様化により子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。また、核家族化やコミュニティ意識の希薄化もあり、保育サービス・子育て支援サービスへのニーズは年々高まりを見せています。

本町では、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりを目指し、下記の事業に取り組みます。子ども一時預かりサービス事業については、協力会員の年齢が高くなり退会される方がいるため事業の周知を図るとともに会員の確保に努めます。

また、小児科医の確保や冬期間の通院体制の整備等について現状の把握と検証を実施し、安心できる体制が整備できるように関係機関と協議を進めていきます。

① ただみ健やか発育・発達支援事業

【現状と方向性】 **現状維持**

生きる力をもった未来を担う地域人材育成を目標に平成28年度より開始され、保育士や子育て支援を行う方の研修及び遊びを通した豊かな育ちを支援するために保育所で実施する事業です。

また、ICTを活用し、子どもたちの発育・発達の可視化を行うことで保護者が子どもの状況を把握しやすくなることにより家庭での教育力の向上を図ります。

今後は、関係機関及び関係団体との連携を図り指導者や支援を行う方々の交流を深めることに努めます。

〔担当課：保健福祉課福祉係・教育委員会学校教育係・振興センター〕

② 子ども一時預かりサービス（こもりっこ）事業

【現状と方向性】 **拡大**

子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けを受けたい人（依頼会員）により、地域の中で子育てを行う相互援助事業を実施します。現在は、放課後や休日等に、一時的に子どもを預かる事業を中心に実施していますが、今後は、託児事業や夜間預かり、病後預かりなどができるよう事業の見直しを図ります。

また、協力会員の年齢が高くなり、退会される方がいるので、今後は事業の認知と会員確保を行う必要があります。

会員が事業を利用しやすいように、引き続き助成金制度を実施します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

③ 子宝祝金支給事業

【現状と方向性】 **現状維持**

出産を祝い、子どもの心身ともに健やかな成長と、次世代を担う若者の定住を奨励するため、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円を支給します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

④ 子育てガイドブックの作成

【現状と方向性】 現状維持

子育て支援に関する情報や様々な制度について掲載した「只見町子育てガイドブック」を作成します。子育て世帯への配布や保育所、公共施設に配置することで、情報を得やすい環境づくりに努めます。町のホームページでも同様の情報を得られるようにします。

また、必要な情報のみを取得できるような冊子の工夫を行うとともに、父親の子育てへの参加や育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスへの取組や両立支援制度についての情報も掲載し、仕事と生活の調和についての啓発及び情報提供を積極的に行います。

〔担当課：保健福祉課〕

(2) 母子保健・医療の充実

只見町の施策方針

妊娠・出産にかかる女性の負担は大きく、育児不安や育児ストレスを抱えている母親が多くいます。また、妊娠期の健康は胎児や母親への影響が大きいことから、安心して妊娠・出産できるよう、切れ目のない支援が求められています。

本町では、母子の健康と、子どもの健やかな成長・発達を守るため、下記の事業の充実と周知に努めます。また、予防接種や不妊治療に対し、経済的な負担の軽減に取り組みます。

① 子ども医療費助成事業

【現状と方向性】 **現状維持**

子どもの健全な育成と健康増進を図るため、出生時から18歳到達後最初の3月31日まで、医療費の自己負担分を公費で助成します。

県内医療機関では原則受給者証の提示で窓口負担がありません。県外医療機関では領収書と申請書の提出で償還払いとなります。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

② 各種検診、予防接種の実施

【現状と方向性】 **拡大**

乳幼児健康診査（3～4か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳）及び歯科検診（1歳、1歳6か月、2歳、3歳6か月）を実施します。

予防接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種のほか、ロタウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの接種、妊娠を希望する女性や同居家族への風しん抗体検査及び接種への公費助成を行います。

〔担当課：保健福祉課保健係〕

③ 不妊治療費助成事業

【現状と方向性】 **現状維持**

特定不妊治療に要した費用のうち、県の助成のほかに1回10万円を通算5年間助成します。なお、初年度は3回まで、2年目以降は2回までの助成となります。

直接窓口で相談しづらい助成事業であるため、今までと同様に町の広報誌等に掲載するなど、広く周知できるように努めていきます。

〔担当課：保健福祉課保健係〕

基本目標3 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進

(1) 子育てしやすいまちづくり

只見町の施策方針

子どもや子育て中の親が安心して生活するためには、親子が憩い、交流できる場の確保を進める必要があります。また、子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、交通環境の整備や防犯体制の確立など、安全なまちづくりを推進していかなければなりません。

本町では、親子が共に遊べる場として、「すくすくひろば」や「子どもクラブ」等の事業を実施するとともに、教育委員会管轄の施設の点検整備を行います。また、道路の整備や防犯灯の設置等のハード面の取組と、見守り活動の実施や防犯・防災意識の啓発等のソフト面の取組を推進し、地域全体でまちの安全と防犯・防災対策に努めます。

就業生活と家庭生活を両立するため、働き方の見直し等について企業や関係団体と連携を図りながら地域全体で子育て支援を推進していきます。

① 親子が共に遊べる場の整備

【現状と方向性】 **拡大**

子どもが安全に過ごすことができ、親も安心して過ごさせることができる場所の整備として冬期間のあそび場の確保や屋外のあそび場の整備に努めます。既存の施設に関しては、授乳室や多機能トイレの改修を図るとともに、今後、建設する施設については、子育てに優しい施設を推進していきます。

「すくすくひろば」を開催し、あそび場の提供をします。子育て支援員や保健師が常駐して安心して遊べる環境づくりを行っていきます。

町内の施設については、例年施設点検整備を行い、利用者からの申込により開放を行います。また、放課後における児童の居場所を確保するとともに、体験活動や多様な遊びの場を提供するため「子どもクラブ」を実施し、学期ごとに親子で学べる教室を開催します。

長期休業時には小学生を対象に、地域講師による各種講座や教室等の開催を検討します。

〔担当課：保健福祉課福祉係・教育委員会生涯学習係・振興センター〕

② 地域における見守り活動の推進

【現状と方向性】 **現状維持**

民生児童委員が、毎月1回定例会を開催し、担当地区の子どもと保護者の状況を確認するほか、保健福祉課と情報共有を図ります。また、明和地区では見守り隊による登校指導を行います。

今後も、家庭・学校・地域の連携による見守り活動や情報の共有を推進し、子育て家庭がお互いに助け合えるような地域づくりに取り組みます。

〔担当課：保健福祉課福祉係・教育委員会学校教育係・振興センター〕

③ 子どもの安全の確保

【現状と方向性】 **拡大**

近年は、犯罪の低年齢化や子どもを標的とした犯罪も増えており、スマートフォンやインターネットの普及に伴うトラブルも発生していることから、家庭・学校・地域が連携し、青少年の健全育成と非行防止に努めます。

危険箇所の改善や防犯灯の設置、通学路の整備、歩道の整備に努め、学校登校時に街頭指導を実施し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図ります。

防犯灯の設置については、作物（主にコメ）の生育への影響が考えられるため、今後も集落の要望に応じて、夜間の安全確保を図っていきます。

小学校の通学路の安全確保については、教育委員会・警察と連携して行い、保育所児童が集団で通る道路については、保育所・保健福祉課・警察と連携をとりながら危険箇所の確認や改善を図っていきます。

災害時の安全確保に関しては、避難訓練の実施や避難経路の把握など、事前の備えの必要性について理解を深めます。また、福祉避難所設置・運営マニュアルを活用し、妊産婦や乳幼児の災害時における安全確保に努めます。

今後は、設置・運営に係る詳細や準備品、職員の行動計画を綿密に確認し、災害発生時に適正に対応できる状態を整えます。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会・町民生活課・農林建設課建設係〕

(2) 食育の推進

只見町の施策方針

「食は健康の源」であり、食を通じて子どもの健やかな成長を図ることはもとより、地域を理解し、食文化を継承していくことが重要であると考えられます。

近年、核家族化などにより、子どもの「食」を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏りや朝食の欠食、幼児期における肥満の増加など、子どもの発育・発達に重要な食に対する問題は多様化し、生活習慣病の発症など将来にわたり健康への影響が懸念されています。

本町では、子どもが食に関する正しい知識を学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう各年齢に応じた食育を推進するとともに、食文化の学習機会の充実や地域に根差した学校給食づくりに取り組みます。

① 発達段階に応じた食育の啓発・推進

【現状と方向性】 **現状維持**

乳幼児検診や就学時健康診断の際に、栄養士による栄養指導の実施や、各保育所や学校においては年齢に応じた食育の推進を行います。

乳幼児には保護者への個別指導を行い、個々にあった指導を実践していきます。また、保育所と学校給食の連携を図り、幼児期からの肥満や生活習慣病、虫歯予防の啓蒙を進めていきます。

学校給食を通じて、食事のマナーなどの食育の基盤、食べ物の大切さ、自分に必要な食べ物を理解し、選択する力を身につけられるように指導していきます。

毎日の給食が食事のお手本となるような献立を目指し、安全・安心な給食提供に努めます。

各学校におきましては食育を教育課程に位置づけ、発達段階に応じて計画的に取り組みます。栄養技師もゲストティーチャーとして各学校に指導に出向きます。

食育は家庭との連携が重要であり、試食会やおたより等を通じて、家庭への意識啓発を行っています。

〔担当課：保健福祉課保健係・教育委員会学校教育係・学校給食センター〕

② 地域と連携した食の学習機会の充実

【現状と方向性】 **拡大**

小中学生を対象に、地域の方々や食生活改善推進員の方々を講師として、伝統食の作り方や意味、食する時期などについて理解を深める授業の実施を推進します。

また、幅広い年代に伝統食の味わいや作り方などを体験してもらえる事業を実施します。

地域にある食物や自然を理解し、地域の季節ごとの行事を知ることにつながるため、伝統食を学ぶ機会を継続していきます。

伝統料理の次世代への継承を含め、食生活改善推進員と振興センターが連携してふるさと料理講習会の実施を検討します。

〔担当課：保健福祉課保健係・教育委員会生涯学習係・振興センター〕

③ 地産地消型給食の推進

【現状と方向性】 現状維持

子どもが、旬の食材や伝統野菜などへの理解を深められるよう、地元産の食材を使った学校給食の提供を推進します。

各小学校で生産者とのふれあい給食を実施し、顔のみえる給食づくりにつなげます。年2回、給食センターで地場産物推進会議を開催し、農家との連携を図ります。

1年間を通し、JA等の協力を得ながら旬の食材を学校給食に活用するとともに、地元産の食材を安定的に供給できるような体制づくりに努めます。

さらに、ふるさと交流都市の柏市と給食食材の交換事業を継続して行います。

また、事業実施のための補助金や助成金の情報収集とその提供を行います。

〔担当課：学校給食センター・農林建設課農林係・振興センター〕

基本目標4 全ての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

(1) 障がいのある児童やその家庭への支援の充実

只見町の施策方針

障がいのある児童を養育する家庭が、充実した生活を送ることができるよう、子どもの発達や家庭の事情に合わせたきめ細やかなサービスが求められています。

本町では、地域で共に生き、共に学べる環境づくりを目指し、子どもの成長を最大限に伸ばす支援や、経済的負担の軽減に引き続き取り組むとともに、支援を必要とする児童の早期発見・療育に努めます。

① 早期発見、早期療育の実施

【現状と方向性】 拡大

1歳6か月児健診・3歳6か月児健診等のほかに1歳児2歳児健診を実施して経過を観察し、早期に把握しサポートに努めます。就学に備えて、早めに支援が得られるように5歳児健診を実施して、その結果を学校と共有し、連携を図ります。支援が必要な児童においては保育所、学校、療育機関と継続的に情報交換できるように個別支援計画ファイルを作成し、保護者に手渡して関係機関と情報提供のために活用します。

保育所や学校と連携し、日常生活の観察を行うことで、より適した治療・養育の推進を図ります。

また、各小中学校の計画に基づき健康診断を実施します。

〔担当課：保健福祉課保健係・教育委員会学校教育係〕

② 重度心身障がい児介護手当事業

【現状と方向性】 現状維持

身体障がい者手帳の交付を受けている子ども及び特別児童扶養手当の支給認定を受けている子ども（20歳未満）を養育している保護者に対し、経済的支援の一環として、月額8,000円（年額96,000円）を毎年6月と12月に分割支給します。

年度途中の新規申請の場合は決定した月から、停止又は廃止の場合はその月までをそれぞれ支給します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

③ 療育児童通院交通費給付事業

【現状と方向性】 現状維持

身体、知的、発達等について定期的な医学治療やリハビリテーションを受ける必要がある子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）に、医療機関への通院にかかる交通費の一部を公費で助成します。

保護者より只見町に申請し、通院開始後は3か月ごとに請求していただき、その請求に基づき3か月分を交付します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

(2) 児童虐待防止対策の充実

只見町の施策方針

現在、全国的に親などによる児童虐待が深刻な社会問題となっています。その背景には、子育て世帯の孤立化やコミュニティ意識の希薄化があり、また、居所不明の子どもなどを生む原因となっています。

本町では、訪問事業や健康診断を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めるとともに、保育所や学校、関係機関等の連携を強化することで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。また、虐待を疑われる状況を発見した場合は、ケースごとに対応方針を定め、必要に応じて専門機関への連絡及び支援要請を行います。

① 児童虐待の発生予防

【現状と方向性】 拡大

乳児家庭全戸訪問事業や健康診断を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めます。

妊娠28週を目安に産前訪問をして妊婦と関わり、顔がみえる関係をつくります。出産後は不安な時期に新生児訪問と2か月訪問を実施します。

保育所や学校での日常生活の観察も重要であり、小さな変化を見逃さない体制づくりに努めます。

保育活動中に気づいたことや気になることについて情報共有をし、保育所・福祉係・保健師が連携して対応できる体制を構築します。

各小中学校においては、定期的に生徒指導に関する会議を開き、児童・生徒の生徒指導上の問題の把握に努めます。

乳幼児から中高生まで一貫した情報連携を行い、問題の深刻化を防ぐ取組をしていきます。

また、家庭の抱える問題が深刻化する前の相談体制を整えるため、相談窓口の充実を図ります。さらに、職員の質を向上させるため、研修等への積極的な参加を促します。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会学校教育係〕

② 早期発見に向けた関係機関との連携強化

【現状と方向性】 現状維持

保育所や学校での日常的な観察と、「早期発見のためのチェックリスト」を活用し、早期発見に努めます。また、虐待を見逃さないよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、各小中学校と関係機関が連携して問題に対応できる体制づくりを推進します。

虐待と疑われる状況を発見した場合は、実務者会議により、ケースに応じた対応方針を検討し、早急な支援につなげます。町での対応が困難と判断されるケースについては、児童相談所へ通知するなど、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会学校教育係〕

(3) ひとり親家庭の自立支援

只見町の施策方針

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人で担わなければならないという負担から、健康面や精神面、経済面など、様々な不安や悩みを抱えながら生活している家庭が多くなっています。

本町では、生活環境の改善を図り、充実した生活を送れるよう、精神的支援及び経済的支援の両支援の充実に努めます。また、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、情報提供や交流の機会づくりを推進します。

① すこやか激励金支給事業

【現状と方向性】 現状維持

毎年5月5日現在において、本町に居住する死亡又は離婚等の理由により父親又は母親のいない小中学校に在籍する子どもに対し、激励金として子ども一人につき7,000円を支給します。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

② ひとり親医療費助成事業

【現状と方向性】 現状維持

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため医療費の自己負担分（月1,000円以上かかった場合）を公費で助成します。

今後も、現行の条例及び施行規則に基づき支援を継続していきます。

〔担当課：保健福祉課福祉係〕

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

只見町の施策方針

近年、国民生活基礎調査における「子どもの貧困率」(17歳以下)は上昇が続き、平成25年調査では16.3%となりました。こうした状況の中、国では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。平成28年調査の「子どもの貧困率」(17歳以下)は13.9%と、平成25年調査よりも低下しているものの、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、今後も子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

本町では、貧困の連鎖を食い止め、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもちながら育つことのできるよう、母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、又は届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。

① 生活困窮者の自立支援

【現状と方向性】 **現状維持**

生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進を図ります。

〔担当課：保健福祉課福祉係・保健福祉課保健係・教育委員会学校教育係〕

② 貧困の連鎖防止ネットワーク事業

【現状と方向性】 **現状維持**

ひとり親や生活保護世帯など困窮世帯の子どもに対して、民間団体や企業等から、相談や社会参加の機会の提供など、様々な支援を届けるための仕組みづくりを行います。

〔担当課：保健福祉課・教育委員会学校教育係〕

③ 生活困窮世帯の子どもの就学援助

【現状と方向性】 **継続**

生活困窮世帯の子ども(準要保護児童)に、就学援助費の支給やスキーシーズン券購入補助を行うことにより就学を援助します。

〔担当課：保健福祉課福祉係・教育委員会学校教育係〕

計画策定に係る資料

1 子ども・子育て会議に係る資料

(1) 只見町子ども・子育て会議の運営に関する規則

○只見町子ども・子育て会議設置条例

平成25年3月29日条例第1号

只見町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども及び子育てに係る施策に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、只見町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項
- (3) 只見町子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項
- (4) 只見町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 会議は、前項に規定する事項に関し必要があると認めるときは、町長及び関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町内に住所を有する子どもの保護者で、町長が行う公募に応じたもの

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、会議に専門委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び専門委員は非常勤とし、任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 専門委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議に出席し、議決を行う場合には、前2項の規定の適用について委員とみなす。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 只見町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属（旧所属）	備考
1	児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	目黒 径子	只見保育所主任	
2	〃	藤田 志津	朝日保育所主任	
3	〃	目黒紀代美	明和保育所主任	
4	〃	吉野 徹	只見小学校長	会長
5	〃	米畑 健一	朝日小学校長	
6	〃	穴澤 正志	明和小学校長	
7	〃	星 寛子	社会福祉法人南陽会 じねえんと管理者	
8	〃	鎌倉 勝利	只見子ども教室 コーディネーター	
9	〃	平山真恵美	NPO法人ただみコミュニティ クラブ	
10	〃	星 美弥子	只見町食生活改善推進員会長	
11	〃	矢沢 千代	只見町民生児童委員協議会 主任児童委員	
12	〃	吉津 和子	只見町民生児童委員協議会 主任児童委員	
13	学識経験者	菅家 貞子	只見町教育委員	
14	〃	渡部 悦子	元保育士	
15	公 募	大竹 友香	公募委員	
16	〃	角田 祐介	公募委員	
17	行政機関の職員	馬場 一義	教育委員会次長	副会長
18	〃	梁取 洋一	振興センター長	
19	〃	星 友美	保健福祉課 保健師	

※ 任期中に交代した委員

No.	選出区分	氏名	所属（旧所属）	備考
1	児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	渡部千重子	只見町民生児童委員協議会 主任児童委員	改選により

(3) 只見町子ども・子育て会議 議事経過

日 程	議 事
令和元年7月5日 13:30～ 於：保健福祉センター 2階会議室	(1) ニーズ調査結果概要について (2) 計画骨子(案)について (3) 今後の審議事項とスケジュールについて (4) その他
令和元年9月11日 13:30～ 於：保健福祉センター 2階会議室	(1) 各課・関係者等からのヒアリング結果について (2) 将来推計・数値目標の設定(案)について (3) 子ども・子育て支援の方向性(案)について (4) 次回日程について (5) その他
令和元年12月3日 13:30～ 於：保健福祉センター 2階会議室	(1) 計画素案の確認について (2) 次回日程について (3) その他
令和2年2月14日 13:30～ 於：保健福祉センター 2階会議室	(1) 只見町子ども・子育て支援計画の最終案について (2) 今後の子ども・子育て会議について (3) その他

2 法制度に係る資料

(1) 子ども・子育て関連3法

① 子ども・子育て支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

(2) 策定に係る法律

① 子ども・子育て支援法（再掲）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

② 次世代育成支援対策支援法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第2期只見町 子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

編集：只見町 保健福祉課

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 番地

電話 0241-84-7010（福祉係）

ファクス 0241-84-7008